

スウェーデン家庭生活調査

平成 16 年 4 月

内閣府経済社会総合研究所編

本調査は、内閣府経済社会総合研究所が財団法人家計経済研究所に委託した「日本・スウェーデン家庭生活調査報告書」である。

目 次

第1部 政府統計にみるスウェーデンの家族・家庭生活

第1章 人口・世帯・婚姻

- 1 人口
- 2 世帯
- 3 サムボ・結婚・離婚
- 4 まとめ

コラム1 スウェーデンの「婚姻法」と「パートナーシップ法」

コラム2 スウェーデンの「サムボ法」

第2章 経済・労働

- 1 経済
- 2 労働
- 3 まとめ

コラム3 EUパートタイム労働指令とスウェーデンの状況

第3章 家族政策と教育

- 1 家族政策
- 2 教育制度
- 3 まとめ

第4章 スウェーデンの生活時間

- 1 生活時間調査の概要
- 2 スウェーデンと日本との生活時間比較
- 3 まとめ

第5章 スウェーデンの家計

- 1 スウェーデンの家計支出調査の概要
- 2 スウェーデンの家計の収入と支出
- 3 スウェーデンと日本の家計収支比較
- 4 まとめ

第11部 アンケート調査からみるスウェーデンの家族・家庭生活 - 日本調査との比較 -

第6章 調査の概要

- 1 目的
- 2 方法
- 3 回答者の基本属性

第7章 カップル形成・カップル関係

- 1 サムボと法律婚
- 2 パートナーからのサポート
- 3 性別役割分業意識
- 4 まとめ

第8章 仕事と家庭生活

- 1 現在の労働時間と育児休業取得状況
- 2 帰宅時間・家族そろっての食事
- 3 家事分担
- 4 収入の共有
- 5 家計管理
- 6 まとめ

調査票

執筆者

木村 清美（大阪産業大学教授）・・・第5章、第8章4～6

永井 暁子（（財）家計経済研究所次席研究員）・・・第1～第4章、第6～第8章3、コラム3

高橋 美恵子（大阪外国語大学助教授）・・・コラム1、コラム2

第 I 部 政府統計にみるスウェーデンの家族・家庭生活

第1章 人口・世帯・婚姻

1 人口

スウェーデンの国土は約45万km²で、日本の約1.2倍の面積をもつ。国土の53%が森林、9%が湖沼・河川であり、「森と湖の国」と呼ばれる由縁である。1900年初頭の人口は約400万人であったが、2004年3月時点でのスウェーデンの人口は約894万人へと増加し、首都ストックホルムには約74万人が暮らしている。

スウェーデンも他の先進国と同様、少子化を経験し、1930年代ならびに1970年代には、低い出生数の不安が社会的論議をよんだ（岡沢・奥島、1994）。スウェーデン、フランス、ドイツ、米国、ニュージーランド、日本の合計特殊出生率の推移を図表1-1に示している。スウェーデンの合計特殊出生率は、1980年に1.68まで低下した。1985年では、合計特殊出生率が低下してきた日本とスウェーデンの合計特殊出生率はほぼ同じ値であるが、日本はその後も低下し続けている。スウェーデンでは、その後、急速に回復し、1990年には2.13にまで上昇した。1990年代半ばは1.50まで再び出生率が低下したものの、2000年以降上昇傾向にあり、2002年では1.65となっている。他の国に目を向けると、この間、フランスやニュージーランドは高い出生率を維持しているが、ドイツは日本と同様、出生率が低下し続けている。

第1子出生時の女性の平均年齢の推移をみると、スウェーデンと日本では大きな違いは見られない（図表1-8）。

少子化と同様、先進諸国での大きな問題となっている高齢化においても、スウェーデンは日本よりも早く進行していた。Yearbook2004（SCB）によれば、スウェーデンの平均寿命は1998年時点で男性77.3歳、女性82.0歳である。日本（男性77.6歳、女性84.6歳：厚生労働省『人口動態統計』2002）よりわずかに低いが、スウェーデンは、日本に次いで平均寿命が高い国である。1950年には65歳以上の割合が10%を超え、1980年までに65歳以上の割合が14%を超えた「高齢社会」に到達している（図表1-2）。2000年時点ではスウェーデンの65歳以上人口の割合は17.3%であり、日本とほぼ同じ割合である。2050年にはスウェーデンの65歳以上人口の割合は23.0%に上昇すると予測されている。ただし、スウェーデンのこの割合は、日本の2050年高齢者人口推計割合32%に比べれば、はるかに低い。

2 世帯

次に世帯構成についてみてみよう。1975年から2001年にかけて単身世帯の割合が大幅に上昇し、カップル世帯の割合が低下した（図表1-3）。1990年から2001年にかけて、父子世帯や母子世帯の割合もわずかではあるが増加している。単身世帯の割合も高く、日本に比べると、単身高齢者世帯が占める割合が高い。ただし、一般には高齢者は子どもが比較的近くに住んでいることが少なくない（三上、1999）。

3 サムボ・結婚・離婚

先進国の中には、法律的な婚姻にこだわらない傾向が強くなっている国もある。たとえば、フランスでは婚姻関係にない同性のカップルにも法的諸権利が認められるパックス法が 1999 年に制定され、他のヨーロッパ諸国にも影響を及ぼしている。スウェーデンでも、サムボと呼ばれる事実婚カップルが広くみられ、法律婚とほぼ同じものとして見なされている。それは法律婚が婚姻法によって規定されているのと同様に、サムボもサムボ法という法律により、パートナー関係が保障されているからである(コラム 1、コラム 2 参照)。

1975 年から 1990 年にかけて、サムボの割合は上昇しているが、全体では 1990 年時点で 2 割に満たない(図表 1-4)。その理由として、多くのカップルにとってサムボは法律婚への移行過程であり、ある程度の年数がたつと、法律婚へ移行するからであると考えられる。

婚姻率の推移をみると、スウェーデンは 1965 年以降、日本は 1970 年以降低下しているが、スウェーデンはこの低下した背景にはサムボとしてのカップルが多数いる点において、日本とは異なっている(図表 1-7)。サムボは多くのカップルにとっては法律婚への移行過程であり、法律婚に移行する前に子供をもうけ、サムボカップルで子どもを養育している。したがって、図表 1-5 に示されるとおり、婚外子は 1970 年以降、増加している。比較のために、日本の婚外子数の推移を図表 1-6 に示した。日本でも婚外子の割合は近年増加しているものの、かなり少ない。

図表 1-7 にあらわれているスウェーデンの婚姻率の低下はカップルの減少を示すものではなく、図表 1-8 に示しているスウェーデンの初婚年齢の上昇は、カップル形成の遅れを示すものではない。これらはサムボ期間の延長やサムボの割合の上昇を示すものと推測される。それに対して、日本は数字どおり、カップルが減少傾向にあると考えられる。図表 1-8 について補足すると、スウェーデンにおける 1989 年の一時的な初婚年齢の上昇は、寡婦年金の廃止が決定し 1990 年以降に結婚したカップルからは寡婦年金が適用されなくなったからである。1989 年末までにサムボから法律婚に移行する中高年カップルが急増したため、初婚年齢が上昇したと考えられ、制度変化による一時的な変化である。

離婚率はスウェーデンと日本はほぼ同じ割合である(図表 1-7)。これもサムボが離別した数は入っていないので、日本とスウェーデンでは数値の持つ意味は異なることに留意すべきである。また、1975 年前後でスウェーデンの離婚率が一時的に上昇しているのは、離婚に関する法律が改正され、離婚前の考慮期間が短くなったためである。スウェーデンでは離婚率は低いものの、サムボカップルが離別することもあるため、ひとり親世帯の割合は少なくない。スウェーデンでは 18 歳未満の子どもがいる世帯に占める母子世帯・父子世帯は約 4 分の 1、一方、日本は 1 割に満たない(図表 1-9、図表 1-10)。

4 まとめ

フランス、ニュージーランドほどではないが、日本やドイツに比べてスウェーデンは相対的に高い出生率を維持している。また、他のヨーロッパ諸国と同様、事実婚(サムボ)はカップルの一般的な関係として定着している。それらの事実婚カップルも法律婚カップルと同様に社会的に制度化されている。なお、日本ではカップル自体が減少傾向にあるのに対し、スウェーデンではサムボという形を経てのカップル形成は堅調である。

【参考文献】

岡沢憲芙・奥島孝康、1994、『スウェーデンの社会』、早稲田大学出版部。

コラム 1 スウェーデンの「婚姻法」と「パートナーシップ法」

婚姻法 (Äktenskapsbalken)

1987年に、それまでの「結婚法 (Giftmalsbalken)」が改正されて「婚姻法」として公布され、1988年に施行された。

婚姻は、成人(18歳)の男女により成立するもので、政府によって挙式執行の権限を与えられている者(スウェーデン教会及び認可されている宗教団体の牧師・僧侶、地方裁判所の判事、行政府役人)が執行する挙式を通じてのみ有効となる。そこで挙式証明書が作成され、執行者を通じて個人登録(税務局管轄)への届け出がなされる。

婚姻法では、夫婦は共同で家庭を営むべきであり、家事・育児を分担し合い、それぞれの経済力に応じて家計の支出を負担すべきであるとされている。また財産については、その自己管理と債務への自己責任が明記されている。婚姻後に得た財産については、基本的に全て夫婦の共有財産となり、これが離婚の際に財産分割の対象となる。しかし、主に婚姻前からもつ財産に関しては、裁判所にて財産契約を登記し、個人資産とすることができる。婚姻法には夫婦の財産関係が緻密に取り決められており、その条項数の多さは特筆に値する。

離婚の際は必ず地方裁判所に離婚判決を請求しなければならない。判決は破綻主義に基づき、双方が合意していて16歳未満の子どもがいなければ、すぐに離婚が成立する。子どもがいる場合は、夫婦の合意があっても6ヶ月間の考慮期間が設けられる。また、夫婦のいずれか一方のみが離婚を請求する場合も6ヶ月間の考慮期間が設けられる。いずれの場合も、考慮期間終了後には離婚が成立する。なお、夫婦が既に2年以上別居している場合は、考慮期間は設けられない。離婚の際、共有財産の分割がなされ、さらに、子どもに対する養育費の取り決め(「親子法」にて規定)が行なわれるが、いずれか一方からの慰謝料やその他の生活費等の請求は行なわれない。婚姻法は、婚姻中の夫婦双方の家計負担責任を明記しており、離婚後は各自で生計を立てていかなければならないと定めている。

関連する法律に「親子法 (Föräldrabalken)」がある。この法律では、未成年の子どもについて、夫婦は婚姻中のみならず結婚を解消した後も共同で養育権 (Vårdnad) をもつことが義務づけられている。すなわち、子どもとの同居の有無に関わらず、子どもの成長における重要事項の決定は全て両親共同で行なわなければならないと規定している。子どもと同居していない親は養育費を支払う義務がある。また、1982年には「姓名法 (Namnlag)」が制定され、夫婦の同姓・別姓選択の自由が認められた。

パートナーシップ法 (Lag om registrerat partnerskap)

ホモセクシュアル・カップルを対象として 1995 年 1 月に施行された。その内容は「婚姻法」に準じており、ふたりの関係性や財産については「婚姻法」と同等である。親になる権利については長いあいだ制限されてきたが、2003 年になって養子縁組が認められた。しかし、人工授精を受ける権利は認められていない。

コラム2 スウェーデンの「サムボ法」

(Sambolagen –Lagen om sambors gemensamma hem)

サムボ（同棲）とは、登録している住所を同じくし、継続して共同生活を営み、性的関係をもつ非法律婚カップルのことを意味する。サムボ法は、これらのカップルの住居および家財の分与について取り決めたもので、1987年に成立し、1988年に施行された^(注)。その目的は、同居が解消された際、経済力が弱いいずれか一方に対して最低限の生活を保障することにあった。

サムボ法でも、婚姻法と同様に、カップルは家事・育児を分担し、家計の支出を負担し合うべきこと、財産を自己管理し、債務への自己責任をもつべきことが定められている。

婚姻法と異なる点は、サムボ解消時に財産分割の対象となるものが共同住居と家財のみで、それ以外の資産（預金・有価証券、余暇目的で購入した車・ヨット・サマーハウス等）は、たとえそれがサムボ開始後に得られたものであっても、個人名義であれば分割の対象外となる。カップルに未成年の子どもがいる場合は、離別後、子どもと同居する親が共同住居（特に居住権のみを所有するか賃貸している場合）に住み続けることができる。

また、相続についても婚姻法との違いが多少みられる。サムボのいずれか一方が死亡した場合、サムボ相手が相続できるのは、共同住居と家財の他には政府が取り決めた一律金額（2003年では77200 クローナ）以下の資産のみである。ただし、死亡前に個人財産を共有財産とする法的手続きを取っていれば、法律婚夫婦と同等の権利を得ることができる。

サムボカップルの間に生まれた子どもに関しては、子どもの権利を保障する観点から、1976年に「親子法」が改正され、婚内子との間の差異が取り除かれている。この改正によって、子どものもつ権利は同等なものとなり、婚外子に対する法的差別は全くなかった。離別後の子の養育権に関しては、法律婚夫婦の離婚の場合と異なり、母親が自動的に単独で養育権を得るが、養育責任は両親にあり、別居親は養育費を支払わなければならない。スウェーデン政府は、全ての両親が共同養育権をもつことを推奨しており、そのように希望するサムボカップルは、サムボ中、サムボ解消後に関わらず、申請手続きを取ればすぐに共同養育権を得られる。

なお、法律婚夫婦の間に生まれた子どもは自動的に夫婦の子と認定されるが、サムボの場合は、父親を確定する手続き（カップルが役所に書類を提出するのみ）をする必要がある。父親が確定できない場合は、DNA鑑定によって父親確定が行われる。

(注) 2003年7月に、サムボの定義をより明確化すべく、新サムボ法が施行された。冒頭の「性的関係をもつ非法律婚カップル」という定義は、新サムボ法によって加えられたものである。尚、ホモセクシュアル・カップルに適用される「ホモセクシュアル・サムボ法」(Lag om homosexuella sambor)もサムボ法に準ずる内容で1988年に施行された。

【参考文献】

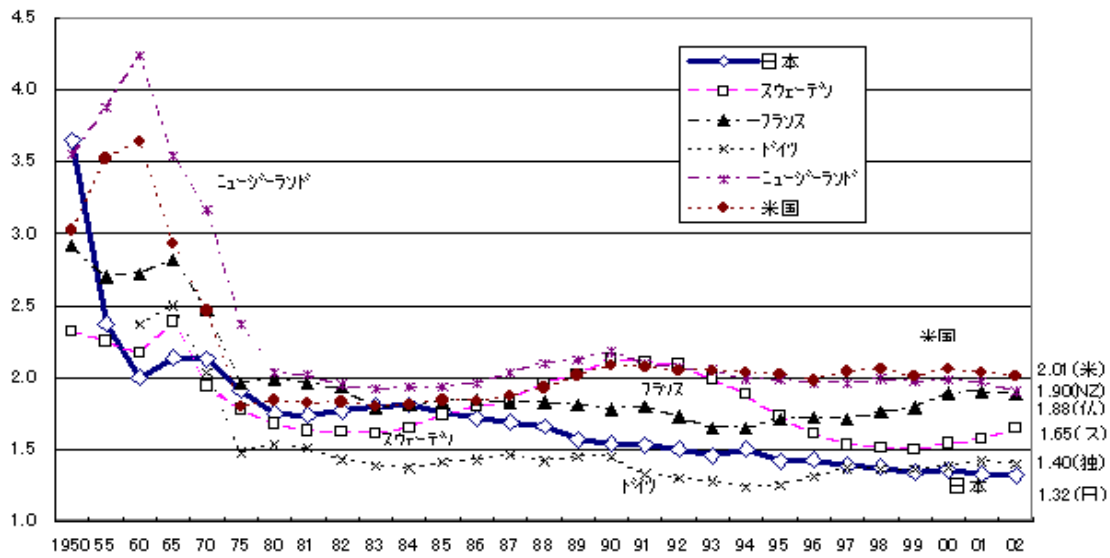
Familjeratt pa natet (<http://www.famratt.com>) (Skala コミュニケーション勤務のソーシャルワーカーTomas Tornqvist 氏の Web サイトで家族法全般を公開)

GLIMTEN Special Nr.2. (<http://www.glimten.net.gg.Special2.htm>) (ネット新聞による法の歴史特別号)

Justitiedepartementet. 2003. *Sambo och deras gemensamma hem en kort information om sambolagen.*

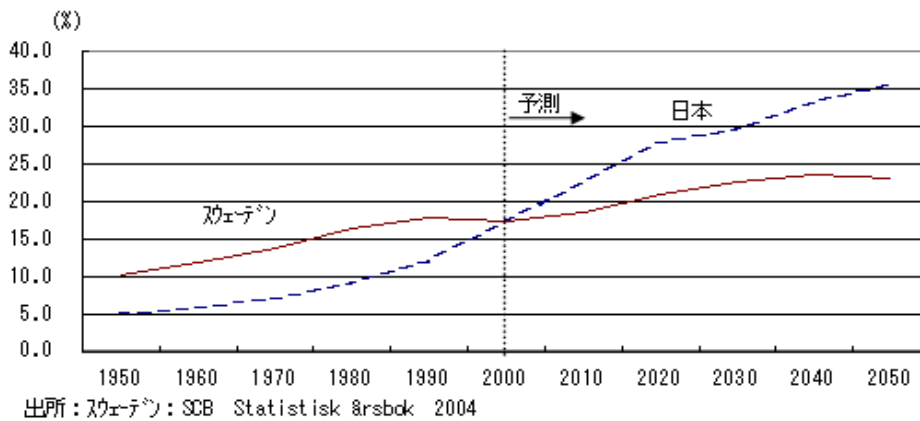
Rattnatet (<http://www.notisum.se>) (情報会社 Notisum AB による法律関係の Web サイト)

図表1-1 合計特殊出生率の推移



出所：2000年までのデータは、社会保障・人口問題研究所「少子化の現状と将来の見通し」(http://www.ipss.go.jp/syoushika/syindex.htm)。2001年以降、日本データは厚生労働省「人口動態統計」。スウェーデン・フランス・ドイツの2001年のデータは、Council of Europe, Recent demographic developments in Europe 2002、2002年のデータはEurostat Statistics in Focus: Theme 3。ニュージーランドのデータはニュージーランド統計局「Demographic Trends 2003」。

図表1-2 65歳以上人口割合の推移及び予測



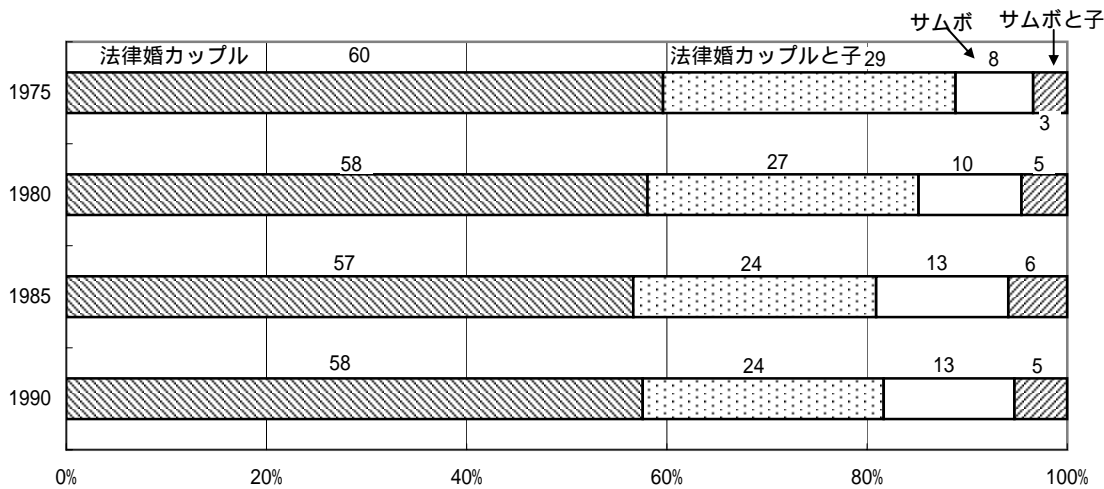
図表1-3 世帯構成の変化

	1975	1980	1985	1990	2001 ¹⁾
単身世帯	30.0	32.8	36.1	39.6	47.0
男性	12.7	14.3	16.1	17.9	22.9
女性	17.3	18.5	20.0	21.7	24.1
父子世帯	0.4	0.5	0.5	0.6	1.0
0-15歳の子どもあり	0.3	0.4	0.4	0.5	
16-17歳の子どものみ	0.1	0.1	0.1	0.1	
母子世帯	3.1	3.4	3.1	3.4	5.0
0-15歳の子どもあり	2.8	3.0	2.7	3.0	
16-17歳の子どものみ	0.3	0.3	0.3	0.4	
カップル世帯	60.8	57.9	54.8	52.1	41.8
0-17歳の子どもあり	31.2	30.8	31.0	30.3	22.6
0-15歳の子どもあり	27.4	24.8	21.7	19.9	19.1
16-17歳の子どものみ	2.2	2.3	2.2	2.0	
その他の世帯	5.7	5.3	5.5	4.4	5.3
0-17歳の子どもあり	4.8	4.5	4.3	3.5	
0-15歳の子どもあり	0.7	0.7	0.9	0.7	
16-17歳の子どものみ	0.2	0.2	0.2	0.2	

出所：1975～1990年データは、CENSUSにもとづくSCB Statistisk arsbok 1999、2001年データは、SCB Statistisk arsbok 2003。

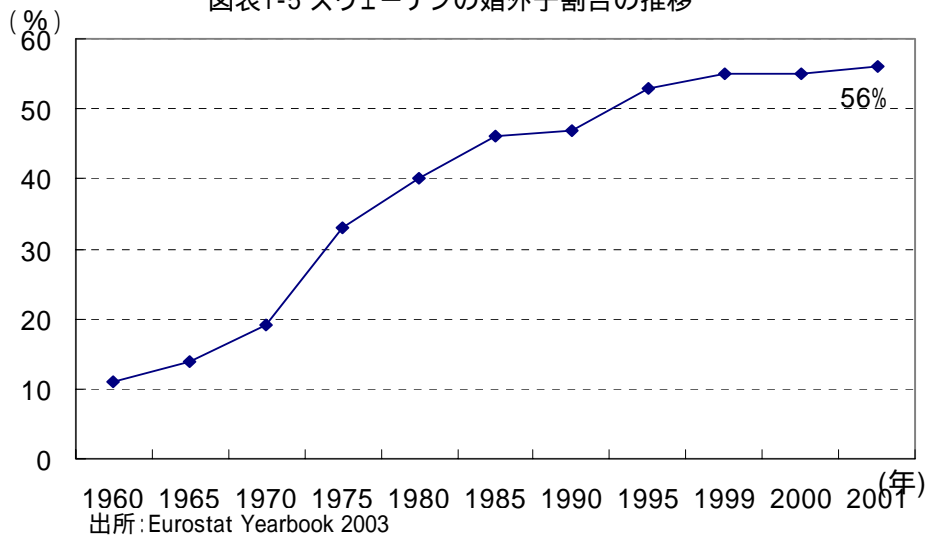
1) 2001年データの世帯の定義は、ハウスキーピングの単位。同居し、食事をともし、掃除をシェアする人たちを1つの世帯と見なし、推計した値。

図表1-4 サムボの時系列推移

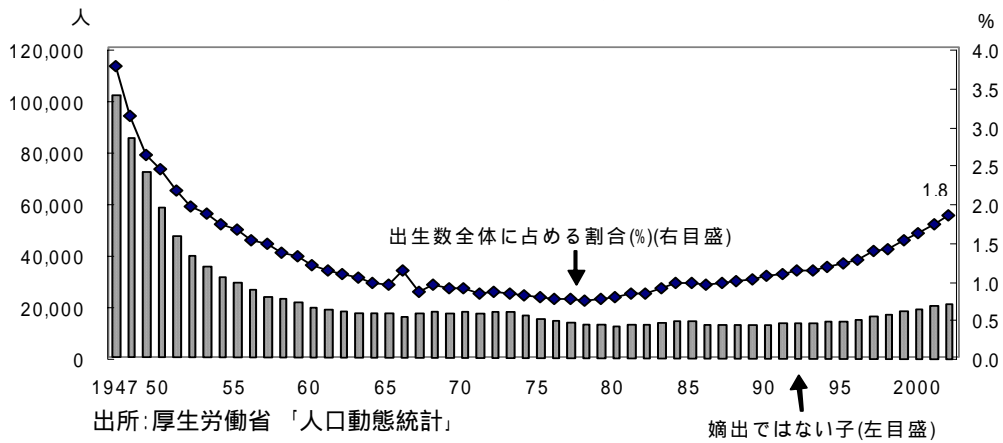


出所：SCB Statistisk arsbok 1999

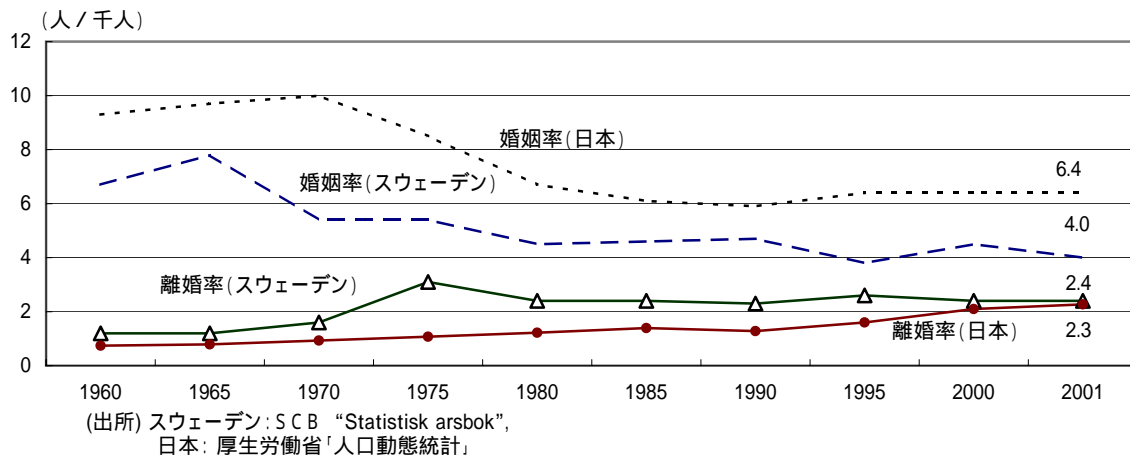
図表1-5 スウェーデンの婚外子割合の推移



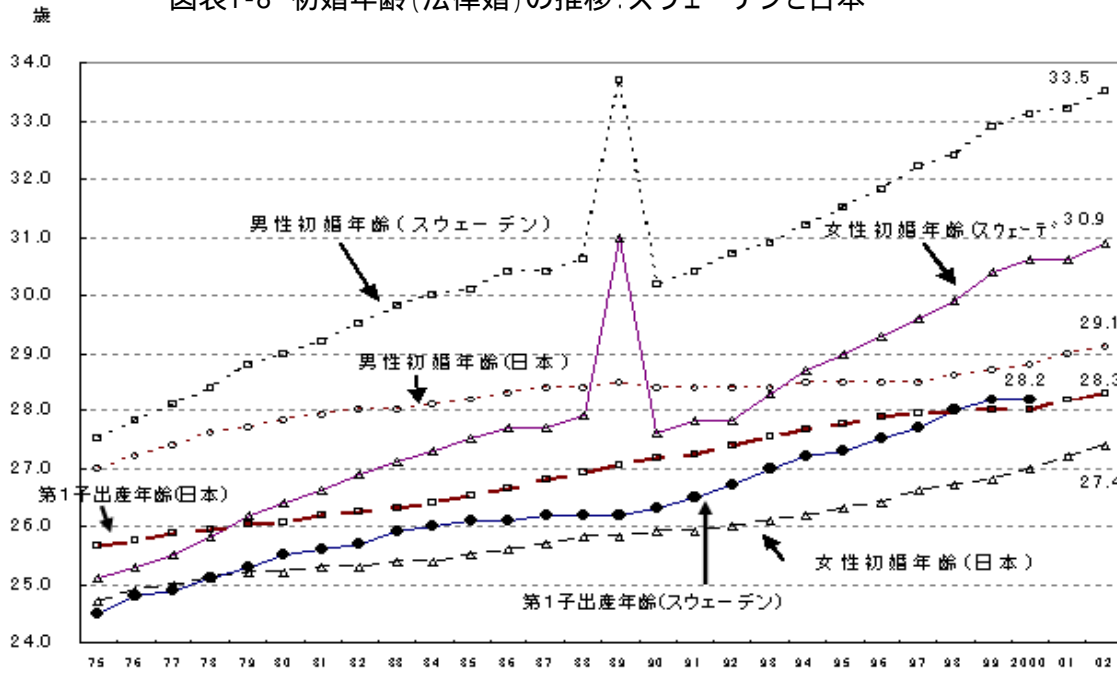
図表1-6 日本の婚外子数の推移



図表1-7 離婚率、婚姻率(法律婚)の時系列推移:スウェーデンと日本

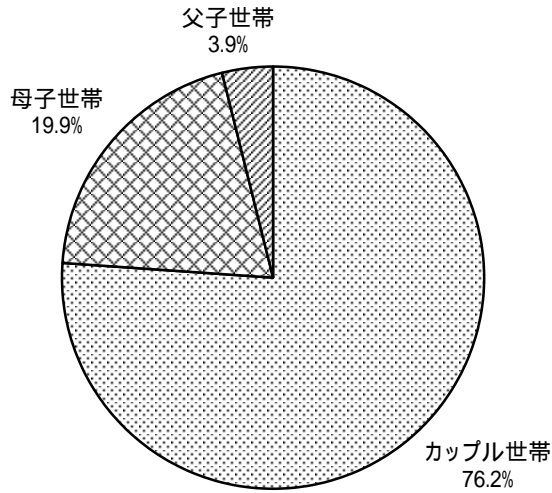


図表1-8 初婚年齢(法律婚)の推移:スウェーデンと日本



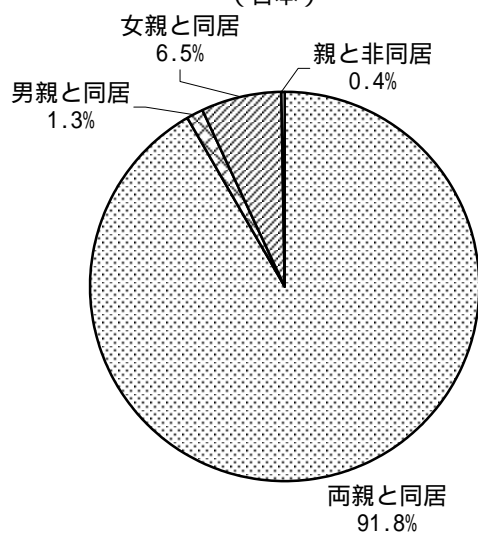
(出所)スウェーデン:SCB “Statistisk årsbok”
日本:厚生労働省「人口動態統計」

図1-9 18歳未満の子どものいる世帯に占める母子世帯の比率 (スウェーデン)



出所:SCB Statistisk årsbok 2004

図1-10 18歳未満の子どもがいる世帯に占める母子世帯の比率
(日本)



出所：総務省「平成7年国勢調査」

第2章 経済と労働

1 経済

OECDによれば、名目GDPは2,403億ドル（2002年）、一人当たりGDPは26,900億ドル（2002年）である（図表2-1）。

スウェーデン経済は、1990年代初頭のバブル崩壊、金融危機により実質GDP成長率が1991年から3年連続のマイナス成長を記録するなど深刻な経済危機を経て、1990年代半ば以降、回復軌道に戻った（図表2-2）。2002年の実質GDP成長率は1.9%、2003年は1.6%であった。また、スウェーデン中央銀行が1993年から2プラスマイナス1%のインフレ・ターゲティングを採用していることもあり、物価上昇率は、近年は1から2%台で安定して推移している（2002年は2.4%）（図表2-3）。失業率は、1990年代初頭の経済危機以後、上昇し、1990年代半ばは8%程度の高水準で推移したが、近年は、景気の回復に伴って低下している（2002年は4.0%）（図表2-4）。

財政は、1998年以降黒字を継続しており、2002年の一般政府財政収支対GDP比は1.1%の黒字、プライマリーバランスは1.9%の黒字であった。スウェーデン政府は、長期的な財政の持続可能性を確保するため、景気循環による変動はあるものの、全体として対GDP比2%程度の財政黒字を目指すこととしている。

2 労働

スウェーデンの雇用は、現在のところ、概ね安定している（図表2-4）。他のEU諸国と同様、1990年代にはスウェーデンの失業率が上昇したが、その後、大きく改善し、2001年以降は4~5%台の水準で概ね安定している。

スウェーデンの女子労働力率は、世界で最も高い部類に属する（図表2-5）。25~44歳までの女子労働力率と合計特殊出生率をみると、日本とは異なり、高い労働力率を維持しながらも出生率も維持している（図表2-6）。1990年頃までにこの高い女子労働力率水準にほぼ達している（図表2-7）。

図表2-8からわかるように、スウェーデンの女性の4割はパートタイム（時間短縮）で働いている。ただし、パートタイムと言っても、日本の非正規雇用とは全く異なり、スウェーデンのパートタイム労働者は、フルタイム労働者の雇用条件と同等に、その身分・待遇を保障されている（コラム3参照）。図表2-9に示しているように、女性にパートタイムが多く、育児等の理由による休業者も多い。さらに、休業者を除くと、日本の女子労働力率とさほど変わらないことがわかる（図表2-10）。

ただし、休業者は必ずしも、育児休業者とはかぎらない（図表2-9）。休業理由で最も多いのは、休暇である。休業者が多いこと自体が問題になることもあるものの、休暇をとりやすい職場の状況自体が、育児休業をとりやすくさせていると言える。

税については、スウェーデンではランスティング（県、州）やコミューン（市町村）が独自に所得税の課税権を持っており、地域によって異なるが、1998年平均では、ランスティング9.28%、コミューン21.18%、フォーサムリング（教区）1.19%で計31.65%の所得税を個人は支払っている。したがって、コミューンも大きな予算規模を持ち、地域の福祉・教育などをまかなっている。コミューンの公務員の多くは、就学前教育、初等教育の教員やケアワーカーである。これらの仕事に多くの女性が雇用されて

おり、高い女子労働力率を支えている。民間企業の雇用者は、図表 2-11 にあるように、男性 62% に対し、女性 38% であり、女性の割合は低い。国家公務員では半々である。コミューンやランディング職員では男性 20%、女性 80% と、圧倒的に女性が多い。

スウェーデンでは男女の賃金格差は非常に小さく、男性を 100 として女性 88.4 となっている。一方、日本では男性の賃金を 100 とすると女性の賃金は 65.3 と、格差がある。また、賃金が平均よりも低いケアワーカーなどの職において、女性労働者の割合が男性労働者の割合よりも高い。

3 まとめ

日本と比べてスウェーデンは女性の就業率は高く、男女賃金格差も小さい。女性はコミューン（市町村）で多く雇用されている。さらに、スウェーデンの女性はパートタイマーであることが少なくないが、パートタイマーのほとんどは正規雇用によるもので、日本とは全く異なっている。

コラム 3 EU パートタイム労働指令とスウェーデンの状況

欧州連合（EU）の共同体立法の一つの形態として、「EU 指令（Directives）」がある。指令が採択された場合、EU 加盟国には、その目標を達成する義務が生じ、国内法や国内規定を制定又は改正しなければならない。EU 労働法の分野においても、指令は欧州加盟国の国内労働法に大きな影響を与えている。

EU では、1980 年代から、パートタイム労働等非典型労働の問題が政策的に議論されていた。パートタイム労働については、当初、基本的にフルタイム労働者と同様の権利と義務を付与するべきという非差別原則を目標に議論されてきたが、その後 20 年の間に、家庭責任を有する労働者の職業生活と家庭生活の両立を可能にする働き方が重要であるという観点から、もう一つの論点である労働時間の柔軟性がむしろ強調されるようになった。このような議論の中、EU での議論も、労働形態の柔軟化を推進するためにも、新しいタイプの柔軟な労働に従事する労働者の均等待遇が必要だという方向に変化していった。

1995 年、EU はパートタイム労働の立法手続に入り、1997 年 12 月、「UNICE、CRRP 及び ETUC によって締結されたパートタイム労働に関する枠組み協約に関する指令」が決定され、成立した。同指令の概要は以下のとおりである。

（1）適用対象と定義

- ア. 「パートタイム労働者」とは、週労働時間又は年間労働時間が、比較可能なフルタイム労働者よりも短いものである。
- イ. 「比較可能なフルタイム労働者」とは同一事業所内の労働者であって、同一類似の雇用契約又は雇用関係を有する者、同一又は類似の職務に従事する者である。年功や資格、技能等を考慮する。

(2) 非差別原則

ア. 雇用条件に関しては、パートタイム労働者は、パートタイムで労働するというだけの理由で、比較可能なフルタイム労働者よりも不利益な取扱いを受けない。

イ. 「時間比例の原則」の適用による均等待遇の実現

(3) フルタイム労働とパートタイム労働の相互転換

ア. 雇用対策及び職業生活と家庭生活の両立双方の観点から、パートタイム労働を促進する。

イ. 使用者は、労働者が、フルタイム労働からパートタイム労働、パートタイム労働からフルタイム労働への転換を希望した場合はできるだけそれをかなえるよう努力する。

ウ. 使用者側から労働者に対して転換を要求し、労働者がそれを拒否しても解雇することはできない。

EU 労働指令の国内法制化の施行期日は指令の採択の日から 2 年後、労働協約による実施の場合は更に 1 年の猶予がある。

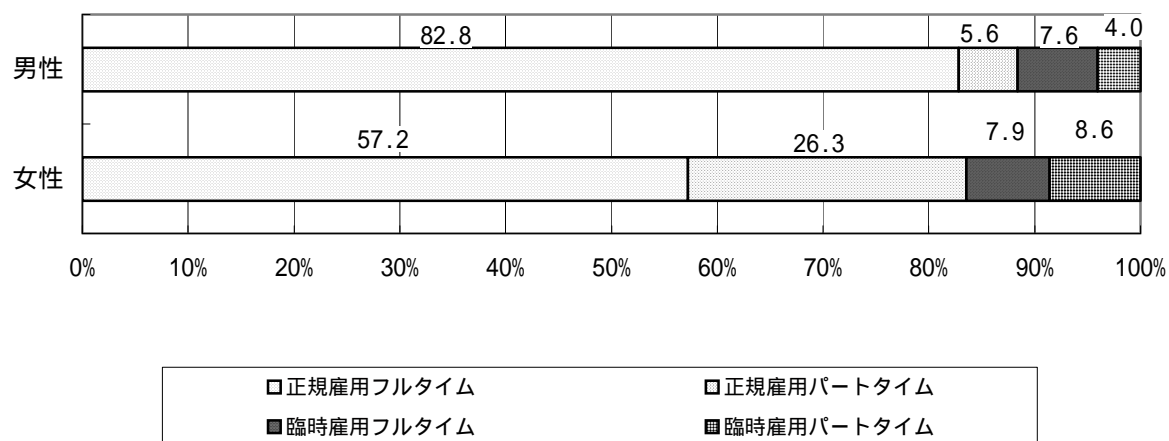
フルタイム労働とパートタイム労働の相互転換については、EU 指令では努力義務規定とされているが、ドイツでは、国内法でフルタイム労働からパートタイム労働への転換を労働者の権利として規定され、パートタイム労働からフルタイム労働への転換についても使用者は被用者の希望を優先的に考慮しなければならないことが規定されている。

スウェーデンにおいては、パートタイム労働者とフルタイム労働者には、労働時間の長短という相違しかなく、いずれも正規雇用者であり、社会保障制度に関する権利もフルタイム労働者と同じである。賃金についても、仕事の内容が同じであれば、基本的に時間当たり賃金は同水準である。正社員の身分のまま、パートタイム労働とフルタイム労働の相互転換も可能である。

出所：http://www.gender.go.jp/whitepaper/h15/danjyo/html/column/col01_00_03_01.html

スウェーデンの臨時雇用者数は日本に比べて非常に少ない。日本労働研究機構の海外労働時報「スウェーデン 2001 年 12 月 1 . 短期雇用契約の増加」によれば、1990 年から 2001 年にかけてスウェーデンにおいて短期雇用契約が増加していることを報じているが、2001 年 8 月時点でも臨時雇用者は女性労働者の 2 割に満たない。

男女別 正規・臨時雇用者割合



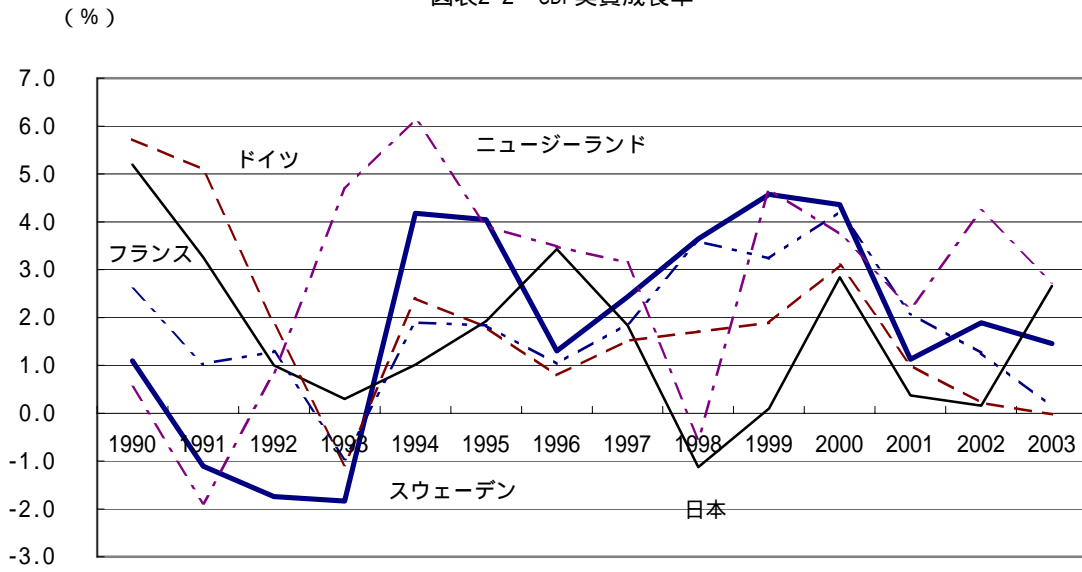
出所：http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2001_12/swedenP01.html

図表2-1. スウェーデン経済国際比較表

	人口(万人) 2001年	名目GDP (億ドル) 2001年	一人当たり 名目GDP (ドル) 2001年	一般政府 最終消費 支出対 GDP比(%) 2001年	社会保障 移転対 GDP比(%) 2001年	租税・社 会保障負 担対GDP 比(%) 2000年	R&D対 GDP比(%) 2001年	対内直接投 資額 (億ドル) 2002年
スウェーデン	890	2,188	24,784	27.2	17.4	54.2	4.27	111
日本	12,729	41,757	32,851	17.4	10.3	27.1	3.09	93
米国	28,555	100,197	35,182	15.1	11.3	29.6	2.82	301
ドイツ	8,135	18,534	22,504	19	18.9	37.9	2.49	381
フランス	5,919	13,098	22,129	23.2	17.7	45.3	2.2	482
ニュージーランド	388	505	13,128	18.5	12.6	35.1	1.03	3

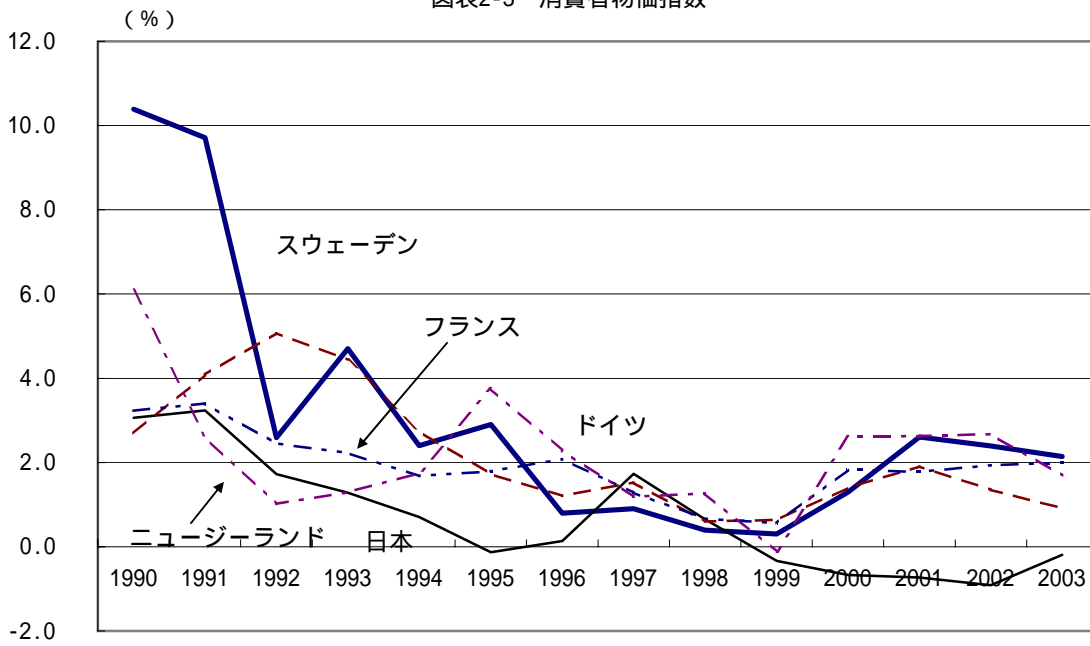
(出所) OECD, "OECD in Figures: Statistics on the Member Countries"(2003)、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」(平成15年版)

図表2-2 GDP実質成長率



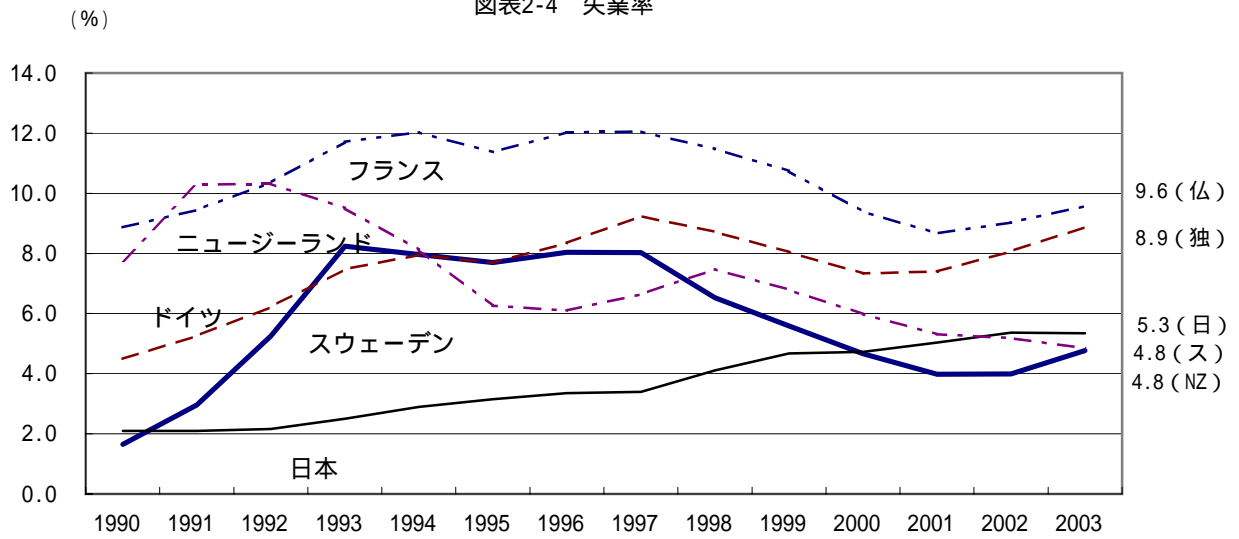
出所：OECD OUTLOOK 2003

図表2-3 消費者物価指数



出所：OECD OUTLOOK 2003

図表2-4 失業率



図表2-5 年齢別女子労働力率

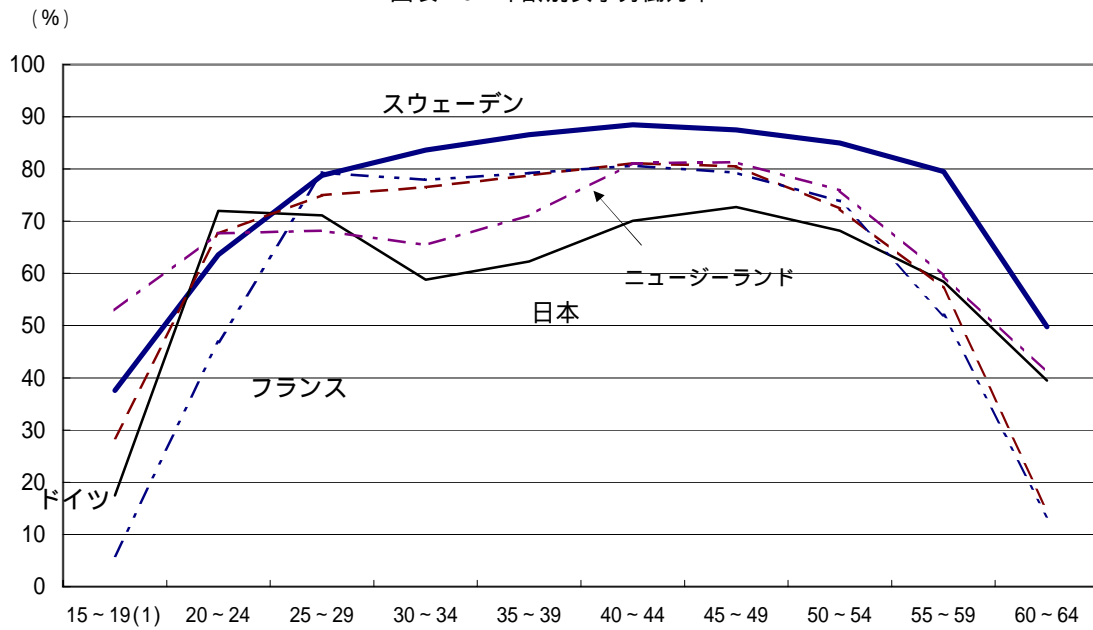
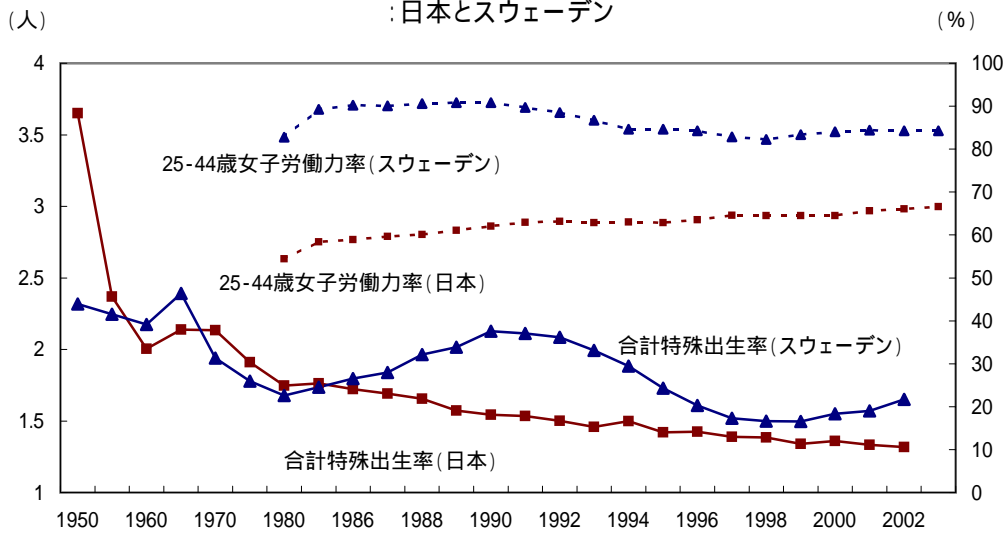
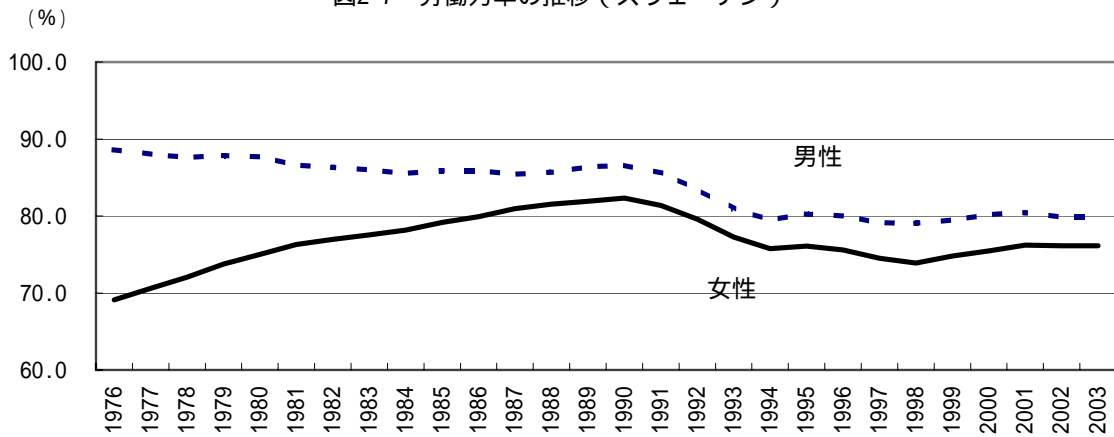


図2-6 25～44歳女子労働力率と合計特殊出生率の長期的推移
：日本とスウェーデン



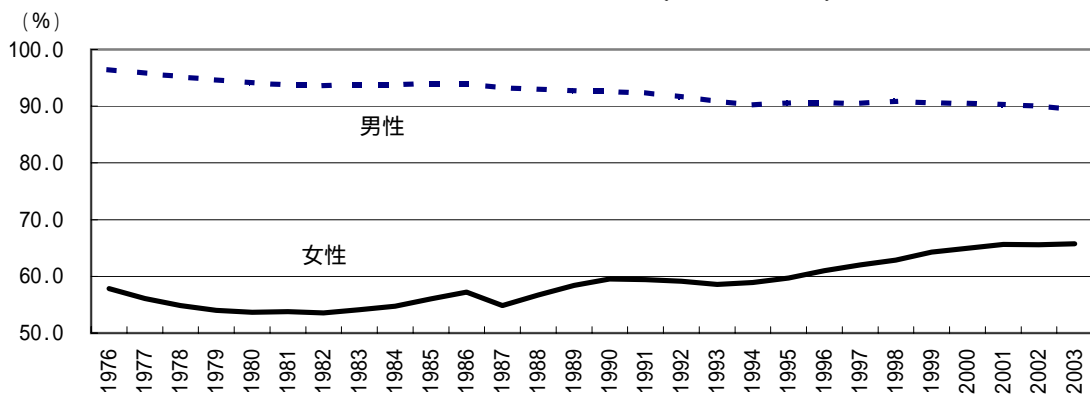
出所: Statistisk årsbok 2004, 人口動態統計

図2-7 労働力率の推移 (スウェーデン)



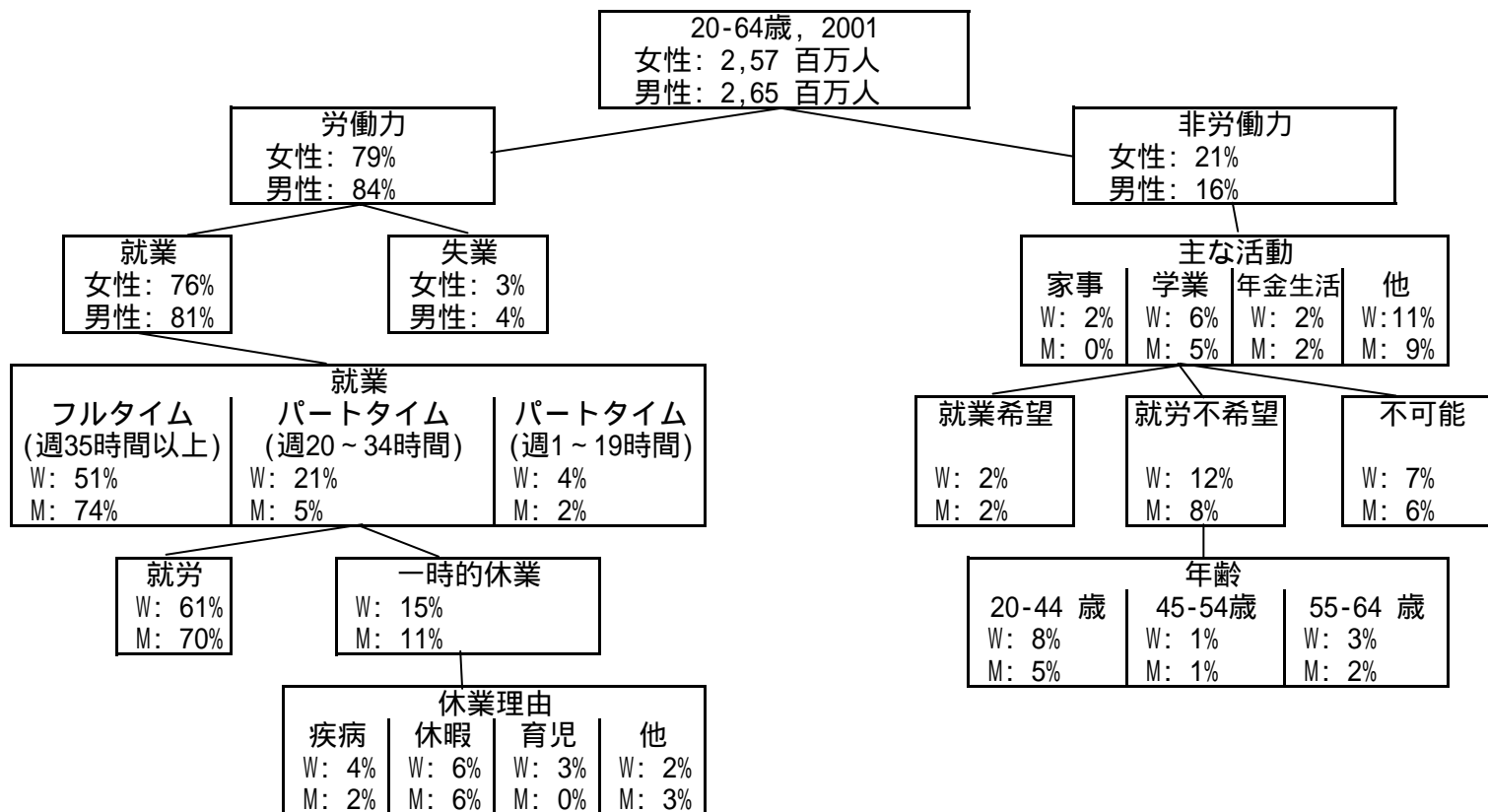
出所: SCB Labour Force Survey 2003

図2-8 労働力中のフルタイムの割合 (スウェーデン)



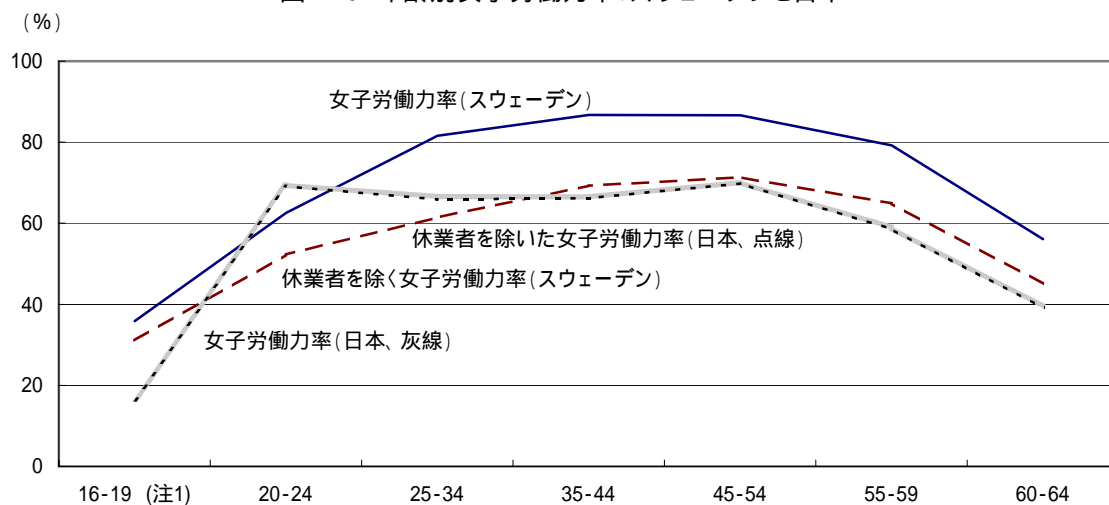
出所: SCB Labour Force Survey 2003

図表2-9 20-64歳人口の内訳(スウェーデン)



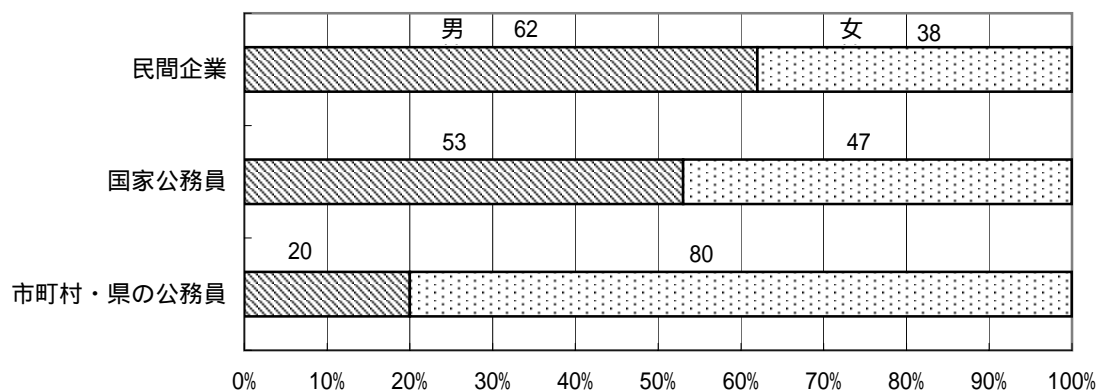
出典: SCB Labour Force Survey 2001

図2-10 年齢別女子労働力率:スウェーデンと日本



出所:SCB Labor Force Survey 2003, 総務省 労働力調査
 注1:日本のデータは15-19歳

図表2-11 公務員・民間企業の男女比(スウェーデン)



出所:SCB Labour Force Survey 2001

第3章 家族政策と教育

1 家族政策

(1) 児童手当・住宅手当

スウェーデンの家族政策はもっとも手厚いとも言われ、利用しやすい育児休業制度、1歳からの完全な保育保障（就学前教育）、所得制限なしの児童手当などから構成されている。就学前教育に関しては、次節で述べることとし、ここでは育児休業と児童手当についてみてみよう。

児童手当（非課税）は16歳未満の子を持つすべての親に第1子から支給される。ただし、16歳以降も学業を続ける場合は、20歳になるまで支給が延長される。さらに、精神にハンディキャップがあり通学している場合は、23歳になるまで延長される。後述の両親保険給付は課税対象となるのに対し、児童手当は非課税なので、税率の高いスウェーデンでは可処分所得に占める割合が高くなる（図表3-1）。その金額は、第1子、第2子はそれぞれ月額750クローナ（1クローナ=16.6円：2003年10月）、第3子950クローナ、第4子1,150クローナである。

この他に、さらに住宅手当などもある。そもそも、住宅手当は1930年代に行われた住宅調査により、もっとも望ましくない住宅に居住していたのは、子どもの多い、所得の低い世帯であったため、成長期の子どもの環境衛生及び健康状態を改善することを目的として1948年に導入されている（都村、1999）。現在の住宅手当は賃貸住宅居住者の家賃、持ち家居住者の住宅ローン利子を援助する制度であり、適用対象は低所得勤労者である。住宅手当の上限額は子どもの人数、家賃額、居住面積、所得額によって規定される。限度額以下であれば補助率は住居費の50～75%に児童加算を考慮した率となる。住宅手当の所得制限はかなり高く、平均所得を上回る世帯にまで支給されている。その結果、子どもがいる世帯の約3割が非課税の住宅手当を受給している。

「子どもが増えれば、所得が増えなくても住宅手当の増額のおかげで、子どもが伸び伸びと育ちうる広さの住宅が「原則として」手に入る状況になっている」とされている（藤井、2002）。さらに、「子育て最中の家庭の家計を補強しながら、費用をあまり気にせずとも大型住宅へ転居できるように考えられ・・・家賃相場をあらかじめ考慮した制度は、給付額を実費を食い違わない水準に保たせ、家庭側が思い思いに選べるようになっているが、同時に、住宅市場においては、大型住宅への需要拡大をもたらした」（竹崎、2002）。

フランス、ドイツ、ニュージーランド、日本と比較してみたものが図表3-2である。日本やニュージーランドでは、児童手当支給対象の確定の際に所得制限をおいているのに対して、スウェーデン、ドイツ、フランスでは所得制限はなく、支給されている。

(2) 養育費支援制度

養育費支援制度とは、ひとりで子どもを育てている親の経済的負担を軽減するべく、子と離れて暮らす親に対し養育費の支払を義務づける制度である。子と離れて暮らす親は、法律婚カップルが離婚した場合はもちろんのこと、サムボカップルが離別した場合も、初めからシングルマザーであった場合（父親が確定できない場合はDNA鑑定によって確定する）でも、養育費を支払わなければならない。養育費の額は両親が自主的に決定するが、最低額は子ども1人当たり月額1173クローナと定められている。この額は、ひとり親世帯の平均可処分所得比でみると約6.9%、子どものいるカップル世帯の平均可処

分所得比で約 4.0%に当たる。負担能力が最低額を下回る場合は差額を国が負担する。この制度が導入されるに至った経緯は次の通りである。

スウェーデンでは、1910 年代に婚外子比率が 20%に達し、シングルマザーとその子どもの貧困が社会問題になっていた。そこで、1937 年に当時の社会民主党が、これらの母子世帯支援策の一つとして導入したのが「養育費立替払制度」という名の金銭給付であった。

導入当初は、父親が認知している子のみが支給対象であったが、1964 年に制度が改正され、すべてのひとり親世帯の 0～16 歳の子どもが支給対象となった（現在は 18 歳まで延長されている）。同時に、この改正では、子と離れて暮らすすべての親に養育費の負担が義務づけられた。養育費を支払わない場合は、社会保険事務所が子を養育する親の申請に基づいて立て替え支給し、その後、支払わない親から返済請求をする方式がとられたが、回収率は低かった。1990 年代には回収率が 3 割にも満たなくなつたため、政府は 1997 年に強制徴収を開始した。国税庁に返済の「強制執行」を委託し、賃金からの天引きや動産・不動産の差し押さえなどの方法で徴収する。未返済分は債務として蓄積される（遡及年数は 5 年）。

立て替え支給する額は養育費最低額（子ども一人当たり月額 1173 クローナ）で、支払わない親への返済請求額も同額であるが、低所得者への請求額は所得に応じて減額され、差額は国が負担する。

なお、この制度は、強制徴収を開始した 1997 年に、従来の「養育費立替払制度」(Bidragsförskott) から「養育費支援制度」(Underhållsstöd)に改称している。

(3) 育児休業制度

次に、育児休業制度についてみてみよう。両親保険は1974年に導入された世界初の両性が取得できる育児休業の収入補填制度である。給付率は、導入当初は休業直前の収入の90%であったが、その後いったん、75%に削減されたものの、1998年から80%となった。収入がない者に対しては最低保証額（無職の者が390日まで受け取ることができる最低保証額は、1日あたり180クローナ）を給付している。

現在は出産10日前から8歳の誕生日までに、両親合わせて最大で480日取得することが可能である。ただし、給与の80%が支払われるのは390日のみであり、残りの90日は最低保証額（無職の者も含めて90日の最低保証額は1日あたり60クローナ）しか支給されない。390日の内訳は、パパクォーター・ママクォーター（配偶者に譲ることができない休業日数）はそれぞれ60日ずつ、両親が譲り合える（多くは父親の分を母親が使う）日数はそれぞれ135日ずつある。連続してとる必要はなく、また、全日でとる必要もない。親の事情にあわせて、出勤時間を全日、4分の3日、2分の1日、4分の1日で組み合わせる（例：30日全休＝60日2分の1出勤）。ひとり親家庭では480日分をひとりで取得することができる。双子以上の場合、子どもひとりにつき、180日が追加される。

通常、同じ期間内には父親か母親のどちらかしか休業をとることはできない。しかし、子どもの出産後、29日間は母親に無条件の受給権があるので、この29日間は、父親も母親と同時に休むことが可能である。さらに、出産前の両親教室に参加する場合にも、この両親保険受給権を行使することができる。

給付額は、休業直前の収入で決められるが、特例として次の子どもが2年6ヶ月以内に生まれた場合、いわゆるスピード・プレミアムが受けられる。すなわち、休業中やパートで復職中であっても、その前の子供を産む前にフルタイムであった人はそのフルタイムの給与から給付額が決められる。育児休業制度が導入された当初は、「1年以内」という短い期間であったので、制度による出生率上昇の効果はみられなかったが、1980年に「2年以内」へ条件を変更したことにより、出生率の上昇がみられた。

上記の両親保険以外にも、子どもや両親の病気、子どもの予防接種、健康診断などのために給付を受

けながら休暇をとる一時介護両親保険、父親が出産に立ち会ったり、家事や他の子どもの世話をするための父親出生休暇手当が保障され、利用者は多い。また、1歳半から8歳まで、もしくは小学校1年終了まで、労働時間を4分の1短縮できる権利などが認められている。

フランス、ドイツ、ニュージーランド、日本と比較したものが図表3-3である。日本やニュージーランドとは異なり、スウェーデンやドイツでは、育児休業を分割して取得することができ、育児休業を短縮労働に利用することもできるなど、柔軟な制度となっている。

なお、両親保険の財源は、事業主が支払う社会保険拠出(両親保険料率は2003年で支払い給与の2.20%)による。

2 教育

スウェーデンの大まかな教育制度は、図表 3-4 に示したとおりである。教育機関の多くは国公立であり、16歳までが義務教育となっているが、職業訓練なども含めて18歳までは、学校に通っていることが多い。ひとたび仕事についても、しばしば、成人教育の一環として、スキルアップのために学校に戻ることは多い。教育にかかる費用は大学・大学院に至るまで、すべて公費でまかなわれ、親や本人の経済力にかかわらずすべての人に教育を受ける機会が開かれている。

高等教育に関しては、女性の方が多く進学している。2001年時点で25～44歳の男女の高等教育進学率は、女性37%、男性32%である(SCB Labor Force Survey 2001)。

つぎに、スウェーデンの就学前教育について説明する。1996年にスウェーデンの保育所は社会省から教育省の管轄へと移行した。それにより保育サービスは、就学前教育システムへと位置づけられるようになる。

就学前学校(1～5歳：全日利用可)は日本の保育所に該当する。就学前クラス(6歳：半日利用)は小学校の中に置かれており、集団生活を学ぶことを目的としている。学童保育(6～12歳：始業前、放課後、休日)は、小学校に併設されているため、小学校に行く前や後などに子どもが立ち寄ることができ、両親ともにフルタイムの場合には貴重な施設である。公開児童センター(1～5歳：2～3時間利用)は、後述の保育ママや育児休業中の親が立ち寄る団らん場所として利用されている。家庭的保育(1～12歳：全日)では、子どもを4人まで保育ママが自宅で保育する制度である。上記のサービスを組み合わせることにより、仕事と子育ての調整を行うことが可能である。

フランス、ドイツ、ニュージーランド、日本と比較したものが図表3-5である。スウェーデンでは、1歳以上の保育が完全に保障されているが、日本、ニュージーランド、ドイツでは保育サービスに不足が目立つ。フランスの保育事情は、相対的に賃金の低い移民労働者によるベビーシッターに依存しているのが現状である。

3 まとめ

このような制度からもわかるように、スウェーデンは社会保障給付に多額を支出しており、その中でも特に家族への保障が手厚い。スウェーデンの家族現金給付・サービス費のGDP比は3.31と極めて高い(図表3-6：日本は0.47にすぎない)。家族子ども関連の社会保障給付の内訳の推移をみると、児童手当と両親保険それぞれはやや増加傾向にある(図表3-7)。スウェーデンの家族政策は、こうした高

水準の財政支出に支えられている。

【参考文献】

阿藤誠, 2000, 『現代人口学』, 日本評論社 .

高橋美恵子, 2000, 「スウェーデンにおける結婚とパートナー関係」善積京子編 『結婚とパートナー関係 - 問い直される夫婦』 ミネルヴァ書房, pp. 289-309.

高橋美恵子, 1997, 「スウェーデンにおけるワンペアレント・ファミリーの実態と家族政策の動向」『季刊家計経済研究』 通巻35号, pp. 59-64.

竹崎孜, 2002, 『スウェーデンはなぜ少子国家にならなかったのか』, あけび書房.

都村敦子, 1999, 「家族政策・社会扶助・住宅手当など」丸尾直美・塩野谷祐一編 『スウェーデン』, pp187-225 .

図表3-1 スウェーデンの児童手当額

2001年現在

		支給額(クローナ/月)	対平均可処分所得比(%)	
			手当額 / 子どものいるカップル世帯の可処分所得	手当額 / 母子世帯の可処分所得
出生順位	第1子	950	3.3	5.6
	第2子	950	3.3	5.6
	第3子	1204	4.1	7.1
	第4子	1710	5.9	10.1
	第5子以降	1900	6.5	11.2
子ども数	1人	950	3.4	6.2
	2人	1900	6.4	10.2
	3人	3104	10.5	*
	4人	4814	15.5	*
	5人	6714	*	*

注: *はデータの制約上算出できない。

出所: SCB "Hushallens utgifter" (The Family Expenditure Survey) 1999-2001

図表3-2 給付制度等各国比較

	スウェーデン	日本	ドイツ	フランス	ニュージーランド
主な手当	児童手当	児童手当	児童手当	家族手当	家族支援金
支給対象及び所得制限有無	第1子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第1子より。就学前まで。所得制限あり。	第1子より。原則18歳未満。原則所得制限なし。	第2子より。原則20歳未満。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所得制限あり。
支給月額	第1、2子 750クローネ(1.1万円) 第3子 950クローネ(1.4万円) 第4子 1,350クローネ(2.0万円) 第5子～1,500クローネ(2.2万円) 非課税	第1子 0.5万円 第2子 0.5万円 第3子～1.0万円 非課税	第1子 250マルク(1.7万円) 第2子 250マルク(1.7万円) 第3子 300マルク(2.0万円) 第4子～350マルク(2.3万円) 課税対象	子ども1人 ゼロ 子ども2人 113.15ユーロ(1.5万円) 3人目以降、子ども1人につき 144.97ユーロ(1.9万円)	一人あたり週6NZドル(400円)程度。非課税
他の手当等	住宅手当、養育費立て替え払い制度、障害児ケア給付	児童扶養手当、特別児童扶養手当	児童扶養控除、住居に関する児童加給	家族補足手当、乳幼児手当、養育親手当、ひとり親手当、住宅手当、新学期手当	家族扶助税額控除、疑似パウチャー(保育システム利用券)、住宅補足制度、家賃補助制度、保育委託補助金、家事専従手当、寡婦手当

出所：内閣府『男女共同参画白書』(平成15年度)

汐見編『世界に学ぼう！子育て支援』

日本労働研究機構『JIL資料シリーズNO.105 諸外国における育児・介護休業制度』

小松・塩谷編『先進諸国の社会保障2 オーストラリア・ニュージーランド』

古瀬・塩谷編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』

丸尾・塩谷編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』

藤井・塩谷編『先進諸国の社会保障6 フランス』

ニュージーランド内国歳入庁 <http://www.ird.govt.nz/familyassistance/>

図表3-3 育児休業制度等各国比較

	スウェーデン	日本	ドイツ	フランス	ニュージーランド
法律名	親休暇法・国民保険法	育児・介護休業法	育児手当及び親時間の付与に関する法律(連邦育児手当法)	育児休業法	育児・雇用保険法
施行年	1974年	1992年(2002年改正)	1986年(2000年改正)	1977年	1987年(有給になったのは2002年)
取得の要件等	同一の使用の下で過去6か月の勤務又は過去2年間の間で12か月。	勤続1年以上の常用労働者	・2000年改正により、父親の取得促進を目的の一つとして改正。育児手当の支給期間及び育児休業期間も延長。・事業主は、親時間終了後は、元の職場又は同価値の職場へ復帰させる義務。・親時間中短時間労働をした労働者はフルタイム労働に戻すことを求める権利あり。	過去10年間に2年以上勤務した者。	1年以上勤務した者。
休業対象期間	子の8歳の誕生日または小学1年終了時までの480日。	子が1歳に達するまで	子が3歳に達するまで(最後の1年は子が8歳になるまで繰り延べ可能)。	原則1年、最長3年まで延長可能。	両親休業は最長12週。無給の延長休業は夫婦で分割可能。
休業の柔軟性(短時間制度)	可(子が8歳に達するまで、通常の労働時間の4分の3まで短縮可)	可	可(週30時間の範囲)両親同時取得可なので、合計週60時間までの労働が可能。これにより両親とも就業継続のまま育児が可能になる。	可(子どもが3歳になるまで完全休業もしくは週あたり16時間からフルタイムの80%の時間で範囲で労働時間を選択できる権利、復職しないしは復職前の職業訓練を受ける権利が認められている。)	可
分割取得	可	不可	可	-	不可
両親の取得	可(80%の所得保障付き休業期間390日のうち、60日は父母の間で譲渡不可。したがって、390日すべて利用するには父親も60日取得しなければならない)。	可	可(同時に取得できる)	可(出産時の父親休暇は2週間)	可(無給の延長休業は夫婦間で分け合うことができる休暇)
手当の支給	390日は80%の所得保障、残りの90日は1日当たり定額(60クローナ)。所得制限なし。課税対象。	休業前賃金の40%を育児休業給付(雇用保険制度)として支給。	子どもが2歳に達するまで育児手当支給。	第1子には6ヶ月間、第2子以降については3歳になるまで、休業あるいは労働時間短縮の度合いに応じて養育親手当を支給(完全休業の場合504.11ユーロ、労働時間を50%以下に短縮した場合383.33ユーロ、50~80%の場合289.87ユーロ)。	両親休業のみ有給。休暇を取る直前の賃金100%。ただし、上限は平均賃金の53%にあたる週335NZドル。
子どもの病気への対応	子どもが12歳に達するまで、子ども1人当たり両親合計で年間最高120日の臨時親保険の受給が可。	看護休暇制度の導入の事業主への努力義務を規定。	12歳未満の子どものための病児看護休暇制度(社会法典)により傷病手当金を支給。	1歳未満の子どもがいる場合、または16歳未満の子どもが3人以上いる場合、病児看護休暇制度の利用可。原則、年3日。	無給
取得状況	・女性はほぼ完全取得。	・出産後、就業を継続している女性労働者の56.4%、男性の0.42%が取得。	男女計の有資格者の約95%が取得、父親の2.4%が育児休業を取得。	取得者のほとんどは女性。男性の取得率は1~2%。利用者のうち民間部門で女性98.5%、男性1.5%、公的部門でも女性99%、男性1%。	2002年の育児休業有給化以前は、女性でも育児休業取得者は、専門職などにかぎられており、女性労働者の3分の1程度。

出所：内閣府『男女共同参画白書』(平成15年度)

汐見編『世界に学ぼう！子育て支援』

日本労働研究機構『JIL資料シリーズNO.105 諸外国における育児・介護休業制度』

小松・塩谷編『先進諸国の社会保障2 オーストラリア・ニュージーランド』

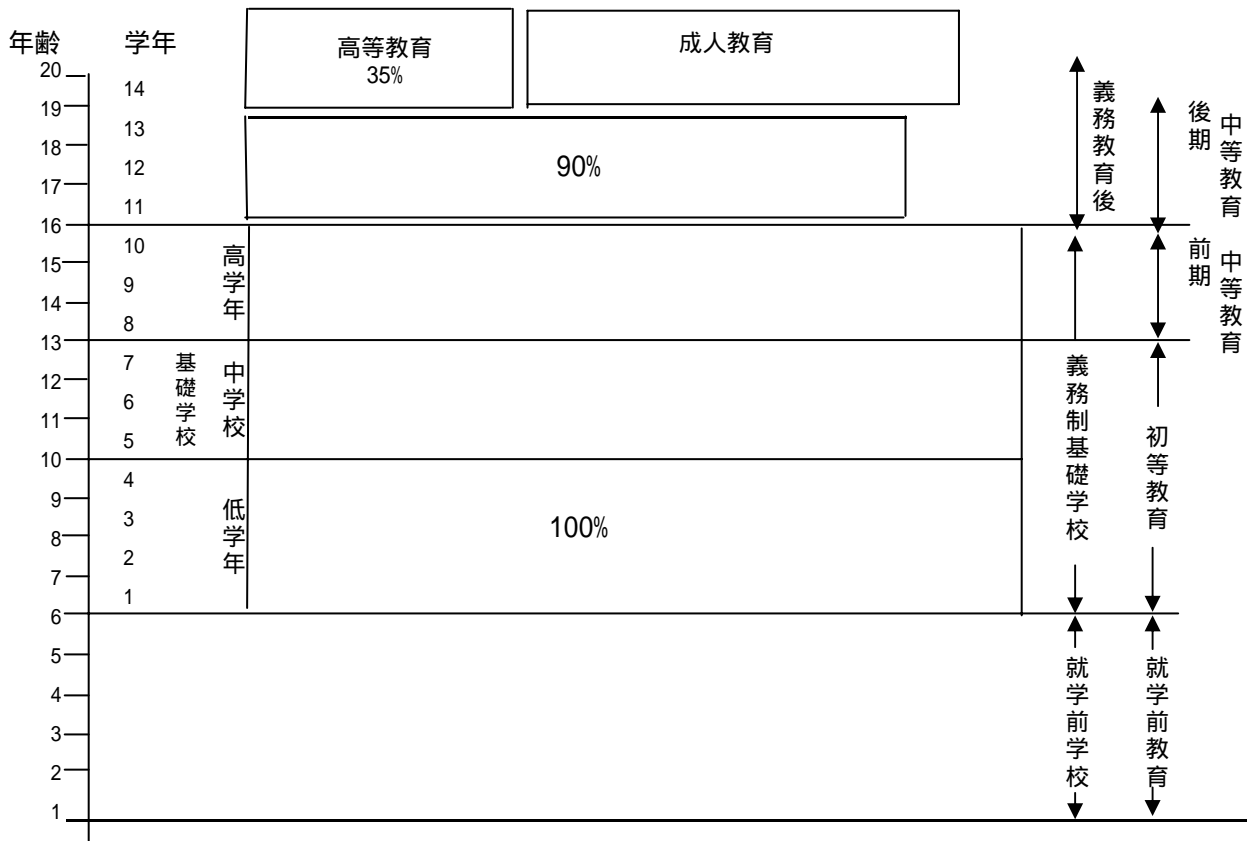
古瀬・塩谷編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』

丸尾・塩谷編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』

藤井・塩谷編『先進諸国の社会保障6 フランス』

ニュージーランド労働省 http://www.ers.govt.nz/parentalleave/general_print.html

図表3-4 学校制度(スウェーデン)



出所: 岡沢・奥島 『スウェーデンの社会』

図表3-5 各国における保育の状況

	スウェーデン	日本	ドイツ	フランス	ニュージーランド
低年齢時の主要サービスの種類:施設型保育	就学前学校、公開児童センター、就学前クラス、学童保育	保育所、幼稚園	幼稚園、乳児保育所、幼児保育所、学童保育所、昼間保育施設	保育学校、託児所、一時託児所、保育園、親保育園、レジャーセンター	保育園(私立のみ)、幼稚園、プレイセンター、プレイグループ
低年齢時の主要サービスの種類:家庭型保育	家庭的保育(保育ママ)	家庭的保育(保育ママ)、ファミリーサポートセンター	ベビーシッター	家庭保育園、ベビーシッター、オウペア	家庭的保育(保育ママ)、ベビーシッター
個別保育者、家庭保育の位置付け等	コミューンが実施責任(保育所との区別なし)	家庭的保育事業を実施する市区町村に対し、必要な経費を補助	州によっては個別保育者利用への補助制度あり	自治体が整備、育成	NPOによる運営、NPOの運営計画が教育相に承認されると、補助金が交付される
受給状況	待機はほぼ解消 3歳未満児数に対する就学前学校・家庭型保育利用者数 41%	3歳未満児数に対する保育所入所児童数の割合 16%	旧西独の保育所が不足 3歳未満児数に対する保育所利用可能人数の割合 6%(旧西独2%:旧東独41%)	保育学校は2歳児で30%、3歳児ではほぼ100%利用。	保育サービス全体が不足 5歳未満数に対する保育所・個別保育者定員の割合 10数%程度
利用料	就学前学校は親の収入と保育時間に比例してコミューンが決定、家庭的保育も同様、ただし、就学前学校より少し安い	認可保育所は、親の所得と子の年齢によって自治体が決定(月0~8万円)。幼稚園は園ごとに年齢で一律、全国平均公立年7万4000円、私立年27万5000円。	全て有料	保育学校は利用料なし(主食を利用する場合は給食費が必要)それ以外の施設型保育、家庭型保育は有料。	保育園は有料、幼稚園は無料、プレイセンターは会費程度、家庭型保育はNPOと親で折半。
保育者:子の人数	就学前学校では保育者3人:子10~15人、家庭的保育(主に0~2歳)では保育者1人:子4人	認可保育園では0歳児の場合、保育者1人:子3人、1~2歳児の場合、保育者1人:子6人、3~5歳児の場合、保育者1人:子30人。幼稚園では教諭1人:子35人以下	-	保育学校は保育者1人:子20~30人(子の年齢によって異なる)、家庭型保育は統一基準なし	保育園では、子が2歳未満の場合、保育者1人:子5人、子が2歳以上の場合、保育者1人:子10人、幼稚園では、保育者2人:子30人もしくは保育者3人:子45人、家庭的保育では、子が6歳未満の場合、保育者1人:子4人以下、子が2歳未満の場合、保育者1人:子2人以下

出所:内閣府『男女共同参画白書』(平成15年度)

汐見編『世界に学ぼう!子育て支援』

日本労働研究機構『JIL資料シリーズNO.105 諸外国における育児・介護休業制度』

小松・塩谷編『先進諸国の社会保障2 オーストラリア・ニュージーランド』

古瀬・塩谷編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』

丸尾・塩谷編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』

藤井・塩谷編『先進諸国の社会保障6 フランス』

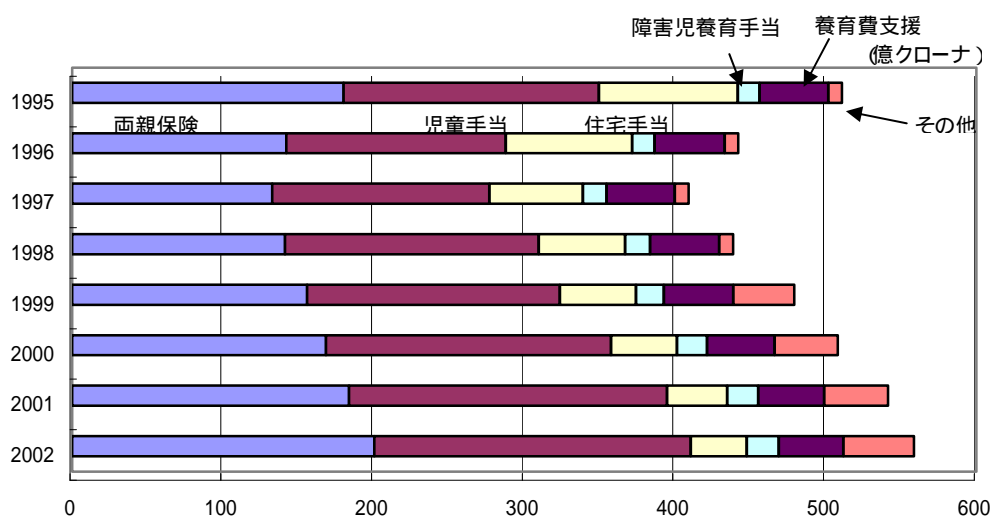
日本保育学会編『諸外国にお目留保育の現状と課題』

図表3-6 社会保障給付費対GDP比の国際比較(1998年)

	社会保障給付全体	
	家族現金給付	現物給付
日本	14.66	0.47
スウェーデン	30.98	3.31
アメリカ	14.59	0.51
フランス	28.82	2.69
ドイツ	27.29	2.73
イギリス	24.70	2.22

出所 :社会保障・人口問題研究所HP

図表3-7 スウェーデンの家族・子ども関係社会保障給付費



注 :社会保障給付 = 失業給付+労働災害・疾病手給付+老齢年金・障害年金+家族・子ども関係給付 (児童手当・養育費援助・住宅手当など)+その他

出所 :Statistics Sweden"Statistical Yearbook of Sweden"2000,2004より作成。

第4章 スウェーデンの生活時間

1 生活時間調査”Time Use Survey : Tidsanvändningundersökningen” (TUS) の概要

本章の分析に用いる資料は、スウェーデンの”Time Use Survey : Tidsanvändningundersökningen”(TUS) (統計局 (SCB : Statistics Sweden)) と、日本の『社会生活基本調査』(総務省統計局)である。大規模な『Time Use Survey』は1990/1991年に始められ、今回用いる2000/2001年のデータは第2回目の調査データである。『社会生活基本調査』は2000年に行われた調査データを用いる。

TUSは、住宅に居住する20歳以上の人を対象として実施されている。ただし刑務所などの受刑者、一般住宅以外に居住している者、軍隊に所属している者は、対象から除外されている。調査対象は「全人口登録 (RTB)」から、年齢と性別で層化され、個人サンプルを年齢 (20~34歳、35~49歳、50~64歳)・性別で層化し、3,980サンプルを抽出している。SCBは世帯サンプルを持っていないので、1,492ケースの個人サンプル (20~64歳) を世帯サンプルとしてサンプリングし、そのうちの夫/妻/パートナーがいたのは629ケースであった。高齢者サンプルも同様に年齢 (65~74歳、75~84歳) と性別で層化した後、ランダムにサンプリングした。この時点でのサンプル数は、合計6,218ケースであるが、母集団特性を反映させるために、205ケースをおとし、最終的には6,013ケースで集計した。最終的な回答率は59%である。したがって、平均値など統計量には若干の誤差が含まれる。

2 スウェーデンと日本の生活時間比較

スウェーデンと日本の生活時間は大きく異なっている。男性の仕事時間と家事時間・育児時間、そして男女の通勤時間である。図表には示していないが、まずはおおまかにスウェーデンの20~64歳男女の平日仕事時間、通勤時間、家事時間、育児時間をみてみよう。スウェーデンの女性の平日仕事時間の平均は4時間19分、男性6時間9分、日本の女性有業者は5時間41分、男性有業者8時間2分である。スウェーデンの女性の平日通勤時間 (往復) の平均は27分、男性40分、日本の女性有業者65分、男性有業者80分、スウェーデンの女性の平日家事・育児時間の平均は3時間28分、男性2時間11分、日本の女性有業者2時間49分、男性有業者18分となり、日本男性と比較して、スウェーデン男性の仕事時間は短く、家事・育児時間は長い。また、男女ともにスウェーデンの方が通勤時間は短い。日本の女性有業者の家事・育児時間はスウェーデン女性に比べて短い、これは日本では育児期にある女性の多くが非就業で、この集計から除外されているためである。

次に、世帯類型別に、生活時間を比較しよう。図表4-1は、スウェーデンの20~44歳単身で子どもいない男性と女性の生活時間である。単身であっても女性の方が仕事時間は短い。図表4-2の日本と比較すると、仕事時間が大きく異なっている。女性の方が短いのは両国共通であるが、男女それぞれ日本の方が1日あたり100分ほど仕事時間が長い。

次に、スウェーデンの20~44歳の子どもがいないカップルの男女についてみてみよう (図表4-3)。年齢が上がると、学業についているものが減少することもあつたが、前掲の単身よりも男女ともに仕事時間が長くなっている。日本をみると、日本は男性の仕事時間だけが単身よりも長くなっている (図表4-4)。その結果、日本は男性の仕事に関してはスウェーデンよりも110分ほど長く、女性は

60分ほど短い。スウェーデンの男性は、女性に比べて家事時間は短いものの、家事時間の男女差が小さい。スウェーデンの男性は平日は53分家事をし、休日は109分家事をしている。

6歳未満の子がいるカップルについてみると、スウェーデンの男性は平日に家事を96分、育児を64分行っている。女性は平日、休日ともに家事、育児それぞれ2～3時間程度であり、男性よりは多く行っている。一方、日本では、女性は仕事時間は平均すると平日88分とスウェーデン女性(180分)よりも短く、男性(平日)は家事も育児も、それぞれ4分、17分と短い(図表4-6)。

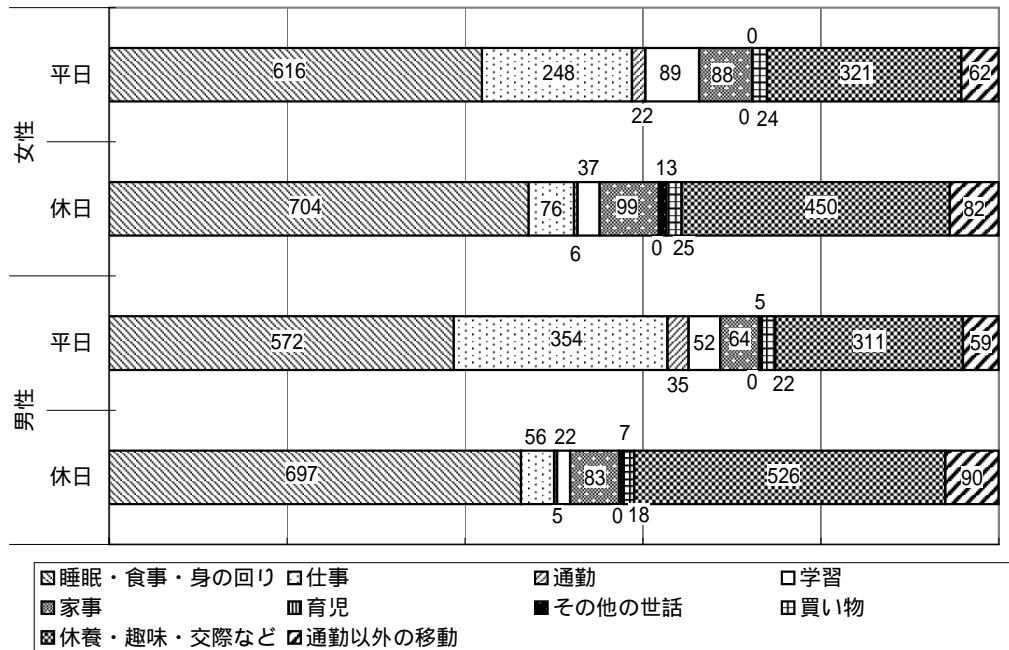
スウェーデンの7歳以上の子がいるカップルについては、男性も女性も家事時間は減少しないが、育児時間は減少し、仕事時間は増加している(図表4-7)。一方、日本は男性の仕事時間は、子どもが成長しても長い(図表4-8)。

3 まとめ

スウェーデンと日本の生活時間調査を用いて、両国の家族の労働時間、通勤時間、家事・育児時間を男女別、世帯類型別に比較分析した。スウェーデンでも女性の方が男性よりも家事・育児を行う時間は長い。日本に比べてスウェーデンでは、男性の家事時間・育児時間が長く、仕事時間は短い。休日においてもスウェーデンの男性の方が日本の男性よりも家事・育児時間は長い。

図表4-1 20～44歳単身者の生活時間（スウェーデン）

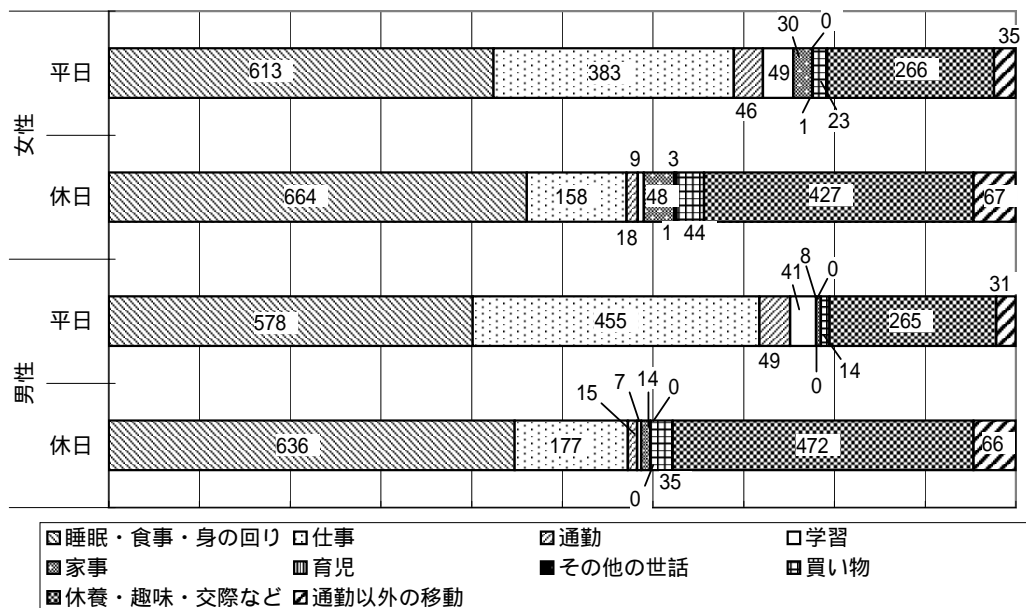
（分）



出所：SCB Time Use Survey 2000/2001

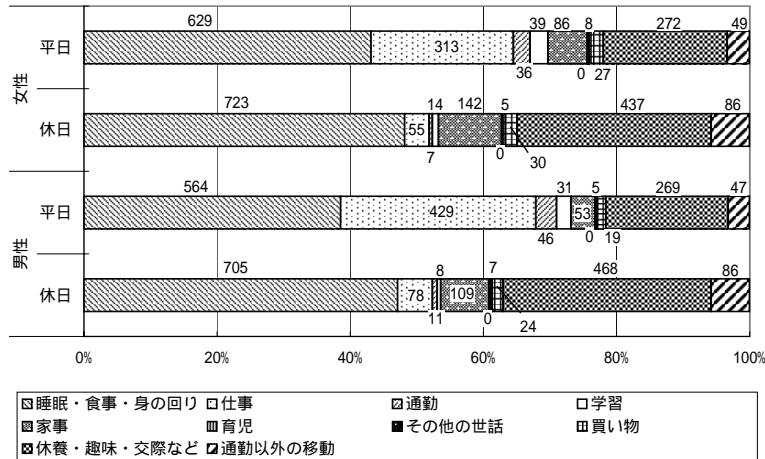
図表4-2 15～39歳単身者の生活時間（日本）

（分）



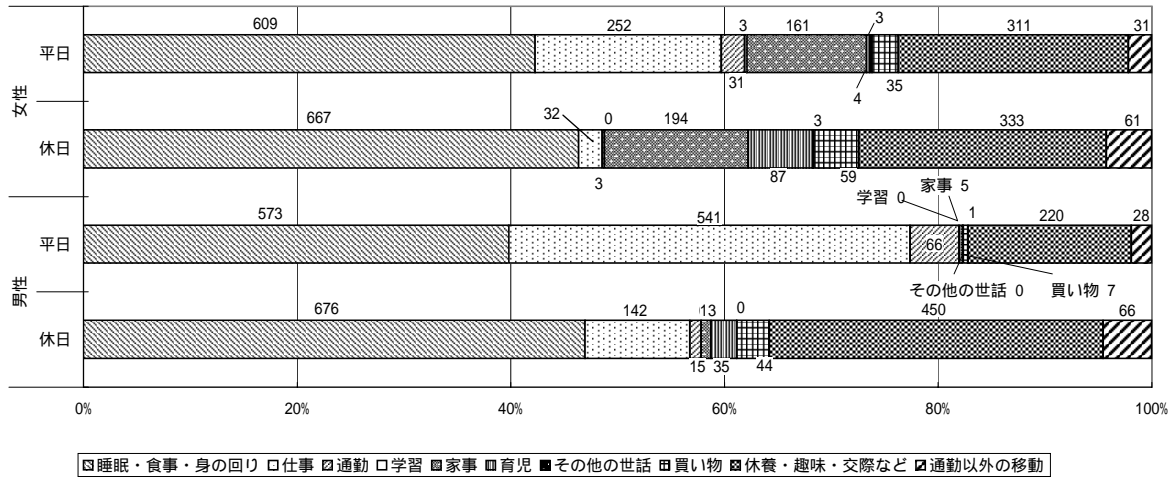
出所：総務省統計局 社会生活基本調査2001

図表4-3 20～44歳カップルのみ世帯の生活時間（スウェーデン）（分）



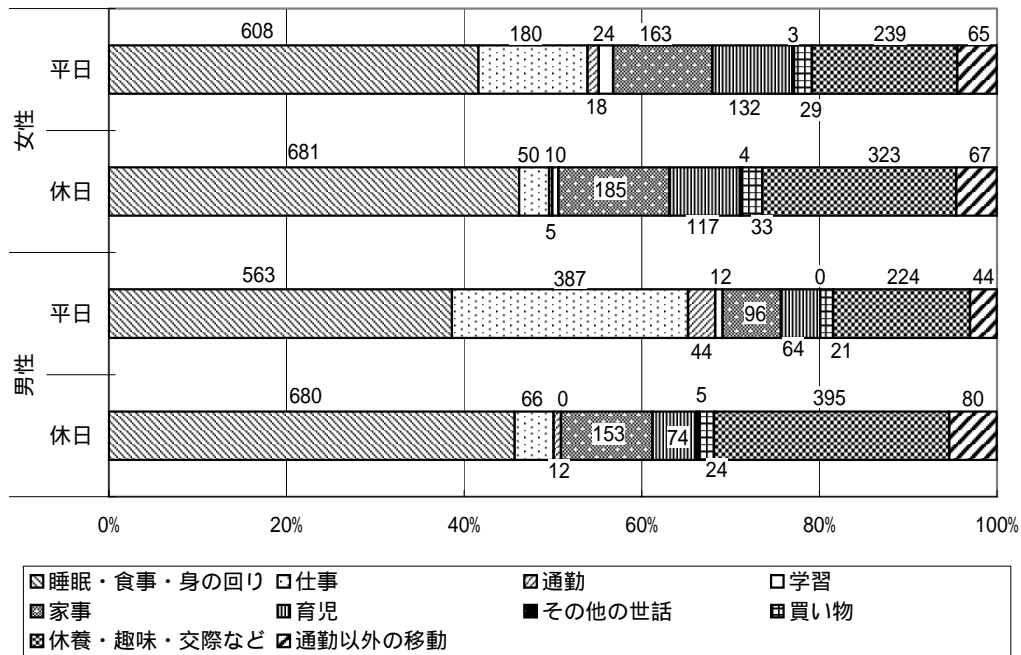
出所：SCB Time Use Survey 2000/2001

図表4-4 25～39歳夫婦のみ世帯の生活時間（日本）（分）



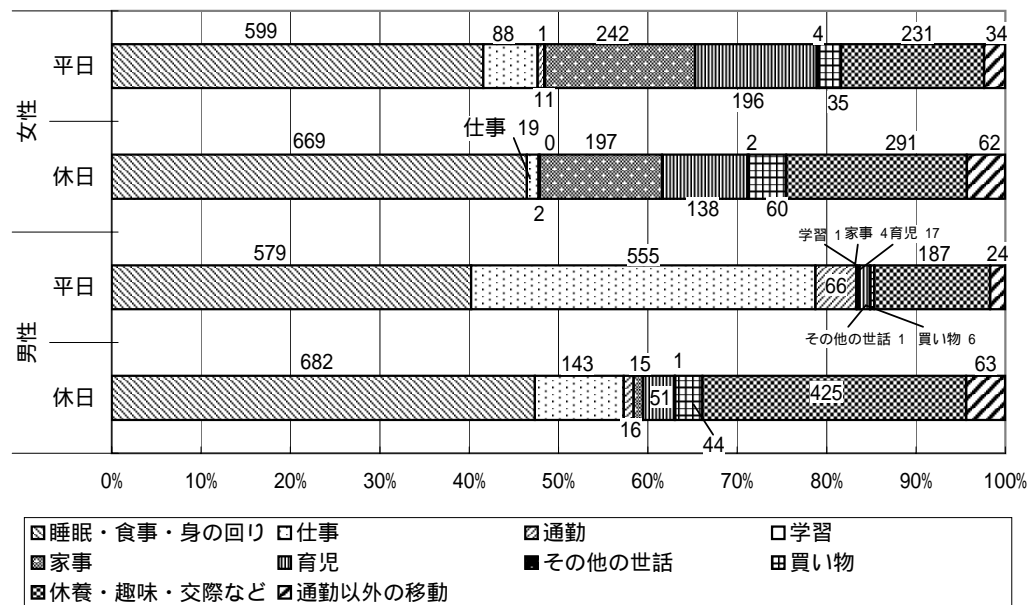
出所：総務省統計局 社会生活基本調査2001

図表4-5 6歳以下の子がいるカップル世帯の生活時間（スウェーデン）（分）



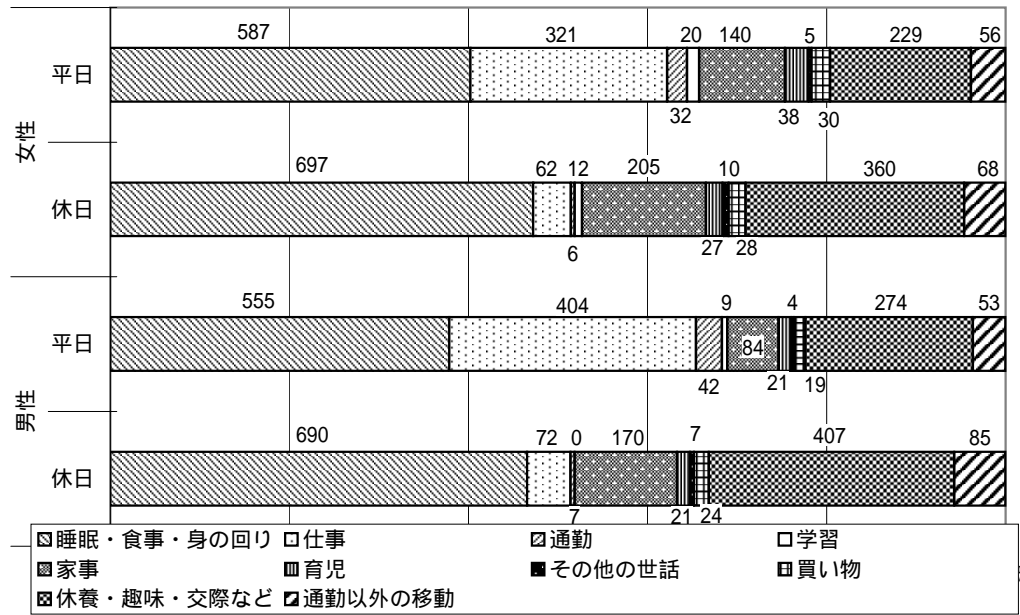
出所：SCB Time Use Survey 2000/2001

図表4-6 6歳未満の子がいる夫婦世帯の生活時間（日本）（分）



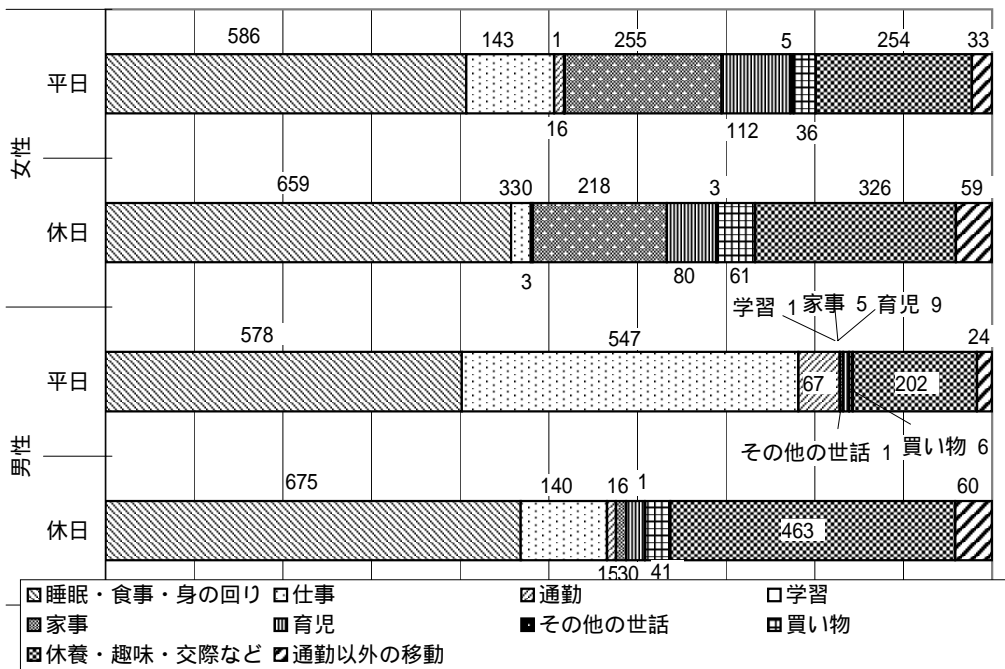
出所：総務省統計局 社会生活基本調査2001

図表4-7 7歳以上の子がいるカップル世帯の生活時間（スウェーデン）（分）



出所：SCB Time Use Survey 2000/2001

図表4-8 6～14歳の子がいる夫婦世帯の生活時間（日本）（分）



出所：総務省統計局 社会生活基本調査2001

第5章 スウェーデンの家計

本章では、政府統計を用いてスウェーデンの消費生活を分析し、日本との比較を行う。使用する資料はスウェーデン統計局による家計支出調査“Hushållens utgifter”(The Family Expenditure Survey)の88、92、96、1999-2001年版、日本の総務省統計局による「家計調査(2001年)」である。

1 スウェーデンの家計支出調査“Hushållens utgifter”の概要

(1) 調査実施年

スウェーデンでは、1990年代初頭に初めて「世帯の消費状況」に関する研究が行われ、それを引き継ぐ形で1958年から「家計支出調査」が開始された。その後は、1969、85、88、92、95、96、99、00、01に実施されている。また、89年には食料費に限定した詳細な支出調査(The Family Food Expenditure Survey 1989)が行われている。

(2) 調査対象

調査対象世帯は、「全人口登録(RTB-S)」を用いて無作為に抽出されている。この登録は世帯単位ではなく個人単位であるため、抽出に際しては、まず、0歳から74歳の個人を抽出し、その人が含まれる世帯を調査の対象世帯としている。そのため、世帯員数の多い世帯の方が少ない世帯に比べて抽出される可能性が高くなるが、世帯規模の配分は調整されている。

抽出されたサンプル数は、調査年によって異なるが、1999年は3058人、2000年は3073人、2001年は3068人である。そのうち、それぞれ27人、27人、41人が個人世帯に分類できなかったため、アタック数は、1999年が3031世帯、2000年に3046世帯、2001年は3027世帯となっている。回収数は、1999年が1606世帯、2000年が1584世帯、2001年は1514世帯、回収率はどの年も約5割である。

(3) 調査方法・内容

調査は、以下の4つの段階を踏んで行われる。

イ) 導入インタビュー

世帯状況・就業状況・住居等について電話でインタビューする。

ロ) 支出記録(家計簿)

各世帯に2週間、家族全員の支出全てを記録する支出記録(家計簿)を付けてもらう。調査対象世帯は無作為で52グループに区分されており、それぞれ、1年のうちの第1週目から第52週目に記録を開始する。

ハ) アンケート調査

2週間の支出記録だけでは捕捉できない支出を、アンケートによって調査する。調査項目は調査開始から12ヶ月間の支出を対象としたものと、2ヶ月間の支出を対象としたも

の2種類がある。

12ヶ月間の支出を対象とした調査項目には、住居、別荘、車のガソリン、保険、外国旅行、家具代あるいは修理代、家電（洗濯機・冷蔵庫など）高額品が含まれる。2ヶ月間を対象としたものには、衣服、靴、スウェーデン国内旅行が含まれる。

二) 所得・資産のデータ収集

国の所得登録データより、調査対象世帯の収入、不動産税、土地所有権等の情報を収集する。

(4) 調査項目

図表 5-1 は支出項目を示したものである。図表のとおり、各項目の内訳があまり詳細に報告されていないので、後に行う日本家計との比較に際しては、より細かい分割が可能な日本の項目の方をスウェーデンの支出項目に合わせて再分類し比較分析している。なお、日本の調査項目のうち、「水道」「教育」「交際費」「こづかい（使途不明金）」「仕送り金」がスウェーデンの項目にはない。「交際費」のうちの食料・家具家事用品・被服及び履物・教養娯楽についてはそれぞれスウェーデンの当該項目に含め、他の項目については「その他」として扱った。なお、スウェーデンの支出項目に「教育費」が無いのは、教育にかかる費用が大学・大学院に至るまですべて公費でまかなわれるからである¹。家計負担はない。

なお、スウェーデンの家計支出調査では収入が調査されていないため、収支バランスをみるができないという問題があったが、最新版（1999-2001）では「可処分所得」が報告されるようになった。後の日本との比較では、この最新版を用いて分析を行っている。

(5) 用語の説明

子ども：20歳未満の子を指す。20歳以上の子が親と同居している場合は、「カップルと子」「ひとり親と子」の世帯ではなく、「その他」に含まれる。

世帯代表者：世帯内で最も高い収入を得ている者。

年齢：世帯代表者の年齢。

食料費：1999～2001年の調査では食料費以外の日常の買い物、例えばトイレットペーパーや衛生用品なども含まれている可能性がある。また、国営酒類店以外の一般の小売店で販売されているビール（アルコール度が低い）も含まれている。

課税対象手当：自営業者が従業員に支給する手当・福利厚生（住居、営業車など）のこと。所得登録データより入手している。

2 スウェーデン家計の収入と支出

スウェーデンでは、1980年代後半のバブル経済が90年代に入って崩壊し、91年から93年までGDP成長率はマイナスとなった。94年以降は回復し、99年には4.6%、00年には4.4%の成長率を記録したが、2001年の成長率は1.1%台に低下している²。このようなスウェーデン経済の動向は家計にどのような影響を及ぼしたのであろうか。ここでは、1990年代以降の家計収支の推移をみることにしよう。

(1) 収入と非消費支出

前述のとおり、家計支出調査では収入額が分からないので、“Statistical Yearbook of Sweden 2004”(スウェーデン統計局)で収入額をみてみよう。

図表 5-2 のとおり、90 年代後半の経済回復に伴い家計の収入額も上昇してきたが、2001 年は前年に比べて減少し(対前年比-3.3%)2001 現在で年間 345,400 クローナである。2001 年の減少は要素所得(賃金所得・事業所得・財産所得など)の低下が原因であり、特に財産所得の低下が著しい(同-41.0%)。

収入の内訳をみると、91 年以降その構造にほとんど変化はなく、賃金所得が収入の約 6 割で、課税対象となる移転(受取)が約 2.5 割、非課税の移転(受取)が約 0.5 割で、合わせると移転(受取)額は収入の約 3 割を占めている(図表 5-2)。

移転(受取)の内訳は、多い順に、公的年金・個人年金、医療保険、労働市場現金補助、児童手当、学生給付、両親保険給付、住宅手当、社会扶助、その他である。労働市場現金補助とは、失業保険に包摂されない失業者の所得保障を目的に 1974 年に導入された制度で、現在は失業保険と統合されている³。両親保険給付、住宅手当については第 1 部第 2 章を参照していただきたい。

移転(支払)は年間 104,900 クローナで、収入の約 3 割にも達し、そのほとんどは税金である。スウェーデン家計の税負担は非常に高い。養育費が移転(支払)となっているのは、「養育費支援制度」による。養育費支援制度とは、子を持つカップルが離別した後、子と離れて暮らす親に養育費の支払いを義務づけ、自主的に支払わない場合は国が子を養育する親に立替払いし、後に支払義務のある親から徴収する制度である(第 3 章参照)。

収入額から移転(支払)を差し引いた額である可処分所得は、年間 240,600 クローナで前年より 1.8%の減少となっている。91 年以降の推移をみると、収入額と同様、90 年代後半から上昇傾向が続いてきた可処分所得も 2001 年では減少している。

(2) 消費支出

ここでは家計支出調査によって消費支出額の推移をみる。図表 5-3 のとおり、バブル崩壊後 1996 年まで低下傾向にあった消費支出額が 1999-2001 年平均では上昇し、年間 247,800 クローナとなっている。家計支出調査は毎年調査でないため収入額の毎年変化とは比較できないが、1999-2001 年平均可処分所得額の対 1996 年比を算出すると +17.8%になるのに対し、消費支出額の対同年比は +17.9%であるから、可処分所得の上昇とほぼ連動した動きといえよう。なお、前述のとおり、1999-2001 年版の調査報告書には可処分所得額が報告されている。それによると、1999-2001 年平均の可処分所得は 253,700 クローナであるから、消費性向は 97.7%と高い。高福祉社会スウェーデンでは、生活上のリスクを保障する制度が整っているため、自助努力による備えとしての貯蓄率は低くて済むが、それと引き替えに、前項でみたとおり税負担は高い。スウェーデン国民は、生活のリスクを個人で保障するより、社会的に保障する道を選んでいるといえる。

消費構造をみると、いずれの年も最も多いのが住居費で全消費支出額の 2 割強を占めている(図表 5-4)。1996 年までは収入額の低下とともにその割合は上昇を続けていたが、1999-2001 年平均では低下している。住居費の内訳は、図表 5-1 で示したとおり、家賃・修繕費・光熱費・ローン利子等からなっているが、最も高いウエイトを占めているのは家賃

である⁴。スウェーデンでは、第1部第3章で述べたとおり、早くから住宅政策を国の重要課題とし、すべての国民に良好な住環境を保障するべく、家賃支払い者には家賃に応じた一定割合を住宅手当として支給し、住宅ローン支払者には利子補助を行っている。この住宅手当制度によって、スウェーデンの人々は所得制約に縛られることなく家族規模に応じた良質の住宅に住むことができる。しかし、それは、家計の家賃支出や住宅ローンの利子負担を押し上げることにもなり、それが住居費割合の高さの原因になっていると思われる。後の第8章で明らかにしているように、スウェーデンの人々は帰宅時間が早く、家での家族団らんを大切にしているので、くつろげる家にお金をかけるのを厭わないという面もあるかもしれない。

次いで多いのがレクリエーション・教養サービス費で2割弱、食料費がその後続き、交通費とほぼ同じ約1.5割となっている。食料費の割合は近年低下傾向にあり、反対に増加傾向にあるのはレクリエーション・教養サービス費である。図表5-5に示す内訳のとおり、レクリエーション・教養サービス費のうち、最も多いのは旅行・ホテル料金と書籍・コミュニケーション（通信費）で、年々上昇している。スウェーデンでは、夏期などの長期休暇を利用してサマーハウスでの休養や国内外への旅行を楽しむ人が多いが、それが消費構造にもあらわれている。

このように、消費支出の割合は、まず第一が住居費、次いでレクリエーション費で、食料費は3番目にあらわれる。家での日常のくつろぎと休暇旅行を楽しむスウェーデンの人々の生活が、その消費構造からうかがえる。

3 スウェーデンと日本の家計収支比較

ここでは、スウェーデンの家計支出調査データ（1999-2001年平均）と、日本の家計調査データ（2001年）を用いて、家計収支の比較分析を行う。比較に際しては、全世帯データではなく世帯類型別のデータを用いる。第1部第1章で明らかとなっており、スウェーデンと日本では世帯構成に非常に大きな差がある。日本では約1/4に過ぎない「単身世帯」がスウェーデンでは5割弱もあり、日本では3割強を占める「カップルと子の世帯」はスウェーデンでは約2割しかいない。また、ひとり親世帯は日本では2%程度であるが、スウェーデンでは7%いる。このように明らかに世帯構成の異なる両国の家計を全世帯で比較しても得るものは少ないであろう。そこで、ここでは「カップルのみの世帯」「カップルと子の世帯」「ひとり親世帯」「単身世帯」の4つの世帯類型ごとに、スウェーデンと日本の家計構造を比較する。両国の各世帯類型は、図表5-6のとおり若干相違があるが、データの制約上、完全に同一の世帯類型を抽出することはできなかった。なお、以下ではスウェーデンの類型名を用いる。

(1) 可処分所得と消費支出

スウェーデン家計と日本家計の可処分所得・消費支出額を世帯類型別に示したのが図表5-7、図表5-8である。両国とも「カップルと子の世帯」が可処分所得・消費支出額ともに最

も高く、次いで高いのが「カップルのみの世帯」である。「ひとり親世帯」の可処分所得額はスウェーデンでも日本でも低い、日本では4つの類型のうち最も低くなっている。「カップルと子の世帯」の可処分所得額との格差をみると、同世帯を100とした場合、「ひとり親世帯」はスウェーデンでは58.3、日本では46.6しかない。消費支出額の格差はそれぞれ62.5、69.5で、両国にあまり差はないのに対し、可処分所得額の差は非常に大きい。この差の要因は、一つはスウェーデンの「ひとり親世帯」に含まれる父子世帯が可処分所得額を相対的に高めていること、もう一つはスウェーデンには母子世帯の生活を支援する様々な制度が整っていることが考えられる。養育費支援制度は母子世帯の養育費負担を軽減し、児童手当制度や住宅手当制度は母子世帯に限定した制度ではないが、低所得の多い母子世帯にとっては非常に重要な援助となる。とはいえ、両国とも「ひとり親世帯」の消費支出額は可処分所得額を上回っており、家計状況の厳しさは共通する問題である。

なお、スウェーデンの単身世帯の可処分所得額が非常に低いのは、高齢単身世帯比率の高さが原因と思われる。単身世帯に占める65歳以上比率は日本では23.5%⁵であるのに対し、スウェーデンでは32.4%⁶である。

各世帯類型の消費性向を比較すると、図表5-9のとおり、日本では「ひとり親世帯」を除いて、どの世帯でも黒字で70%前後の消費性向であるが、スウェーデンではどの世帯も90%を超える高い消費性向を示している。スウェーデンの消費性向の高さは前項でも指摘したとおりであるが、可処分所得の最も高い「カップルと子の世帯」でもその特徴はかわらない。

(2)消費構造

図表5-10は、世帯類型ごとの消費構造をスウェーデンと日本で比較したものである。ここでは日本の消費支出項目をスウェーデンの項目に合わせて再分類した消費支出構造（図表5-1参照）を比較する。前述のとおり一致しない項目は「その他」として日本のみの消費支出項目にあげているので、厳密な比較は困難であるが、その点を踏まえつつ比較してみよう。

まず、スウェーデン家計の全体的な傾向は、先に明らかにしたとおり、住居費が最大割合を占め、次いでレクリエーション・教養サービスで、食料費はその次によくあらわれる。

世帯類型別にみても、どの世帯でも住居費の割合が高い。「カップルのみの世帯」や「ひとり親世帯」「単身世帯」では持家率が低いので、それが原因とも考えられるが、図表5-11でわかるように、スウェーデンでは住居の所有形態による住居費の差はほとんどない。持ち家世帯は、家賃は低いものの光熱費やローン利子負担が重く、住居費全体としては借家世帯とさほど変わらない。したがって、スウェーデン家計の住居費の高さは持家率の低さによるのではなく、前述したように、住宅手当制度の影響と、生活スタイルの差によるものと思われる。

「カップルと子の世帯」と「ひとり親世帯」では、教育費割合の日本との差も大きい。スウェーデン家計には学費負担はないのに対し、日本家計の方に教育費負担が発生しており、ひとり親世帯は赤字にもかかわらず非常に重い教育費負担をしている。たとえ赤字でも子の教育費を削ることができないのが日本の母子世帯の実情である。教育にかかる費用

がすべて公費でまかなわれ、親や本人の経済力にかかわらずすべての人に教育を受ける機会が開かれているスウェーデンとは大きな違いがある。

また、レクリエーション・教養サービス費の割合はどの世帯類型でもスウェーデン家計の方が日本家計よりも高い。レクリエーションを重視する生活スタイルが、すべての人々に浸透しているようである。

4 まとめ

本章では、1990年代以降におけるスウェーデン家計の推移を分析するとともに、利用可能な最新のデータを用いて日本家計との比較を行った。

(1)スウェーデン家計の時系列変化

スウェーデンではバブル崩壊後の不況を経て1990年代中頃には経済が回復し、それに伴って家計収入も上昇してきた。しかし、2001年には経済成長率が1%台に低下し、家計収入も低下している。この間、収入構造に大きな変化はなく、賃金所得は全収入の約6割で、社会保障給付等の移転（受取）が全収入の約3割を占めている。高福祉社会スウェーデンでは、当然のことながら家計の税負担は重く、対収入比は約3割にも達している。

消費支出額は、バブル崩壊後低下傾向にあったが、その後の収入額の上昇に伴って、1999-2001年平均では消費支出額も上昇している。消費の内訳を見ると、最も多くを占めるのが住居費で、次いでレクリエーション・教養サービス費、食料費、交通費の順になっている。食料費の割合が低下傾向にあるのに対し、レクリエーション・教養サービス費は上昇傾向にある。

(2)スウェーデン家計と日本家計の比較分析

スウェーデンと日本では世帯構成が全く異なるため、全世帯の比較ではなく世帯類型別に可処分所得と消費支出の比較分析を行った。

両国とも「カップルと子の世帯」が最も可処分所得が高い。最も低いのは、スウェーデンでは単身世帯であるが、日本では母子世帯であった。日本の単身世帯には現役世代の単身者が相対的に多いことも可処分所得を高めていると思われるが、スウェーデンが母子世帯支援制度を整えていることも両国の差の要因と考えられる。

消費性向をみると、スウェーデン家計の消費性向は可処分所得の高い「カップルと子の世帯」でも90%を超えており、日本に比べて非常に高い。スウェーデンでは、高負担と引き替えに生活上のリスクを保障する制度が整っているため、自助努力による備えとしての貯蓄率が低くなっている。また、母子世帯の家計は両国とも赤字であった。支援制度の整っているスウェーデンでも、ひとり親世帯の家計状況は非常に厳しい。

消費構造については、どの世帯類型でもスウェーデン家計の住居費の高さが目立っている。これは、住宅費負担が重いと解釈するのではなく、むしろ手厚い住宅手当制度がもたらした結果とみるべきであろう。一方、日本家計の消費構造の特徴は子をもつ世帯の教育費負担が重いことである。所得の低い母子世帯では特に重い負担になっている。家計負担

の要らないスウェーデンとは大きな違いである。

¹ 二文字理明「教育 - 『個性重視型』共生社会の基礎」二文字・伊藤編『スウェーデンにみる個性重視社会』桜井書店,2002,17-50 頁。

² SCB “Statistical Yearbook of Sweden 2004” Tab.405 より。

³ 訓覇法子「雇用関連の社会保険」丸尾・塩野谷編『先進諸国の社会保障⑤スウェーデン』東京大学出版,1999,p.172 .

⁴ 図表には示していないが、家賃が住居費計に占める比率は1999-2001 年平均で57.7%である。

⁵ 総務省統計局「国勢調査(平成12年)」より。

⁶ SCB “Statistical Yearbook of Sweden 2004” Tab.70 より。

図表 5-1 スウェーデンと日本の家計調査項目対照表

スウェーデンの支出項目		日本の支出項目			
		大費目	中・小費目		
食料		食料	酒類・外食を除くすべて	1.1~1.10	
		その他の消費支出	交際費・食料	10.3.1	
外食		食料	外食	1.12	
酒類		食料	酒類	1.11	
たばこ		その他の消費支出	たばこ	10.1.4	
非耐久財	衛生用品	保健医療費	保健医療用品・器具	6.3	
	他の非耐久財	その他の消費支出	理美容用品	10.1.2	
家庭用サービス	保育	その他の消費支出	身の回り用品	10.1.3	
	組合費・他の保険	その他の消費支出	その他の諸雑費	10.1.5	
	他のサービス (掃除・洗濯・美容院など)	家具家事用品	家事サービス	4.6	
被服・履き物	衣類	外出着 他の衣類 (下着を除く)	被服及び履き物	被服	5.1
			和服	5.2	
			洋服	5.3	
			シャツ・セーター類	5.6	
			他の被服	5.5	
	履き物	下着	生地・糸類	5.4	
		被服及び履き物	下着類	5.7	
	被服及び履き物	履き物類	10.3.3		
	その他の消費支出	交際費・被服及び履物			
住居費	家賃	住居	家賃地代	2.1	
	保険		(工事その他サービス)	2.2.2	
	修繕	住居	設備修繕・維持	2.2	
	エネルギー	水道・光熱	電気代	3.1	
			ガス代	3.2	
	他の光熱	3.3			
	ローン利子	非消費支出	他の非消費支出		
家具・家事用品	家具	家具家事用品	一般家具	4.1.3	
			室内装備・装飾品	4.2	
			寝具類	4.3	
	テキスタイル	家具家事用品	家事用耐久財	4.1.1	
			冷暖房器具	4.1.2	
			家事雑貨	4.4	
			家事用消耗品	4.5	
	その他の消費支出	交際費・家具家事用品	10.3.2		
保健・医療		保健医療	医薬品	6.1	
			健康保持用摂取品	6.2	
			保健医療サービス	6.4	
交通	自動車購入	交通・通信	自動車等購入	7.2.1	
	自動車維持		自動車等維持	7.2.3	
	他の乗り物	交通・通信	交通	7.1	
	旅行		自転車購入	7.2.2	
レクリエーション・教養サービス	別荘(保険・修繕・維持費)	(住居)	(家賃地代)	2.1	
			(設備修繕・維持)	2.2	
			(水道・光熱)	(電気代)	3.1
			(ガス代)	3.2	
			(他の光熱)	3.3	
	ラジオ・テレビ	教養娯楽	教養娯楽用耐久財	9.1	
	趣味・スポーツ	教養娯楽	教養娯楽用品	9.2	
	他のレクリエーション		月謝類	9.4.3	
	娯楽		他の教養娯楽サービス	9.4.4	
	書籍・コミュニケーション	教養娯楽	書籍・他の印刷物	9.3	
		交通・通信	通信	7.3	
	時計・眼鏡・カメラなど	(保健医療費)	(保健医療用品・器具)	6.3	
		(その他の消費支出)	(身の回り用品)	10.1.3	
	旅行・ホテル料金	教養娯楽	宿泊料	9.4.1	
		バック旅行費	9.4.2		
	その他の消費支出	交際費・教養娯楽	10.3.4		
課税対象手当		光熱水道	上下水道料	3.4	
	教育		8		
	その他の消費支出	こづかい	10.2		
		交際費・他の物品サービス	10.3.5		
		交際費・贈与金	10.3.6		
		交際費・他の交際費	10.3.7		
		仕送り金	10.4		

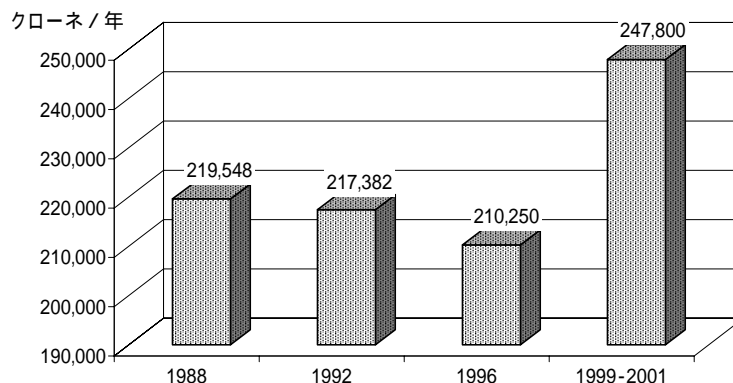
図表 5-2 スウェーデン家計の収入と可処分所得 (2001年実質額)

単位: 1000クローネ / 年

対前年比														
	1991	1996	1997	1998	1999	2000	2001							
収入計	292.5	289.7	307.7	6.2%	310.7	1.0%	329.4	6.0%	357.1	8.4%	345.4	-3.3%		
要素所得 (a)	203.6	194.9	212.9	9.2%	213.8	0.4%	229.3	7.2%	257.6	12.3%	245.0	-4.9%		
賞金所得	177.5	171.3	180.3	5.3%	187.0	3.7%	194.6	4.1%	206.8	6.3%	211.4	2.2%		
事業所得	4.6	4.5	5.4	20.0%	5.7	5.6%	5.4	-5.3%	7.1	31.5%	7.3	2.8%		
財産所得	21.1	18.7	26.5	41.7%	20.7	-21.9%	28.8	39.1%	42.2	46.5%	24.9	-41.0%		
その他	0.4	0.4	0.8	100.0%	0.4	-50.0%	0.6	50.0%	1.4	133.3%	1.5	7.1%		
移転(受取): 課税対象項目 (b)	74.7	78.8	79.2	0.5%	81.4	2.8%	84.7	4.1%	83.6	-1.3%	84.5	1.1%		
公的年金・個人年金	51.7	56.8	57.3	0.9%	58.6	2.3%	60.4	3.1%	59.9	-0.8%	60.9	1.7%		
医療保険	11.4	3.8	3.6	-5.3%	4.6	27.8%	6.5	41.3%	8.2	26.2%	9.3	13.4%		
両親給付	4.8	3.5	3.1	-11.4%	3.5	12.9%	3.4	-2.9%	3.4	0.0%	3.7	8.8%		
労働市場現金補助	5.1	12.9	13.2	2.3%	11.4	-13.6%	10.7	-6.1%	8.9	-16.8%	7.2	-19.1%		
その他	1.8	1.8	2.1	16.7%	3.3	57.1%	3.6	9.1%	3.2	-11.1%	3.4	6.3%		
移転(受取): 非課税項目 (c)	14.2	16.0	15.6	-2.5%	15.5	-0.6%	15.4	-0.6%	15.9	3.2%	15.9	0.0%		
児童手当	4.8	3.6	3.5	-2.8%	4.1	17.1%	4.1	0.0%	4.6	12.2%	4.8	4.3%		
住宅手当	2.6	4.2	3.5	-16.7%	3.5	0.0%	3.5	0.0%	3.3	-5.7%	3.2	-3.0%		
社会扶助	1.3	3.0	2.8	-6.7%	2.3	-17.9%	2.3	0.0%	2.1	-8.7%	1.8	-14.3%		
学生給付(学生ローンを含む)	2.8	3.4	3.9	14.7%	4.1	5.1%	3.9	-4.9%	4.1	5.1%	4.4	7.3%		
その他	2.7	1.9	1.9	0.0%	1.5	-21.1%	1.7	13.3%	1.8	5.9%	1.7	-5.6%		
移転(支払) (d)	75.9	89.5	98.3	9.8%	101.0	2.7%	107.1	6.0%	112.2	4.8%	104.9	-6.5%		
税金	74.6	88.0	96.7	9.9%	99.4	2.8%	105.3	5.9%	110.3	4.7%	102.7	-6.9%		
養育費・学生ローン返済	1.4	1.5	1.6	6.7%	1.6	0.0%	1.9	18.8%	1.9	0.0%	2.1	10.5%		
可処分所得(a+b+c-d)	216.5	200.2	209.5	4.6%	209.7	0.1%	222.3	6.0%	244.9	10.2%	240.6	-1.8%		
構成比														
収入計	292.5	100.0%	289.7	100.0%	307.7	100.0%	310.7	100.0%	329.4	100.0%	357.1	100.0%	345.4	100.0%
要素所得 (a)	203.6	69.6%	194.9	67.3%	212.9	69.2%	213.8	68.8%	229.3	69.6%	257.6	72.1%	245.0	70.9%
賞金所得	177.5	60.7%	171.3	59.1%	180.3	58.6%	187.0	60.2%	194.6	59.1%	206.8	57.9%	211.4	61.2%
事業所得	4.6	1.6%	4.5	1.6%	5.4	1.8%	5.7	1.8%	5.4	1.6%	7.1	2.0%	7.3	2.1%
財産所得	21.1	7.2%	18.7	6.5%	26.5	8.6%	20.7	6.7%	28.8	8.7%	42.2	11.8%	24.9	7.2%
その他	0.4	0.1%	0.4	0.1%	0.8	0.3%	0.4	0.1%	0.6	0.2%	1.4	0.4%	1.5	0.4%
移転(受取): 課税対象項目 (b)	74.7	25.5%	78.8	27.2%	79.2	25.7%	81.4	26.2%	84.7	25.7%	83.6	23.4%	84.5	24.5%
公的年金・個人年金	51.7	17.7%	56.8	19.6%	57.3	18.6%	58.6	18.9%	60.4	18.3%	59.9	16.8%	60.9	17.6%
医療保険	11.4	3.9%	3.8	1.3%	3.6	1.2%	4.6	1.5%	6.5	2.0%	8.2	2.3%	9.3	2.7%
両親給付	4.8	1.6%	3.5	1.2%	3.1	1.0%	3.5	1.1%	3.4	1.0%	3.4	1.0%	3.7	1.1%
労働市場現金補助	5.1	1.7%	12.9	4.5%	13.2	4.3%	11.4	3.7%	10.7	3.2%	8.9	2.5%	7.2	2.1%
その他	1.8	0.6%	1.8	0.6%	2.1	0.7%	3.3	1.1%	3.6	1.1%	3.2	0.9%	3.4	1.0%
移転(受取): 非課税項目 (c)	14.2	4.9%	16.0	5.5%	15.6	5.1%	15.5	5.0%	15.4	4.7%	15.9	4.5%	15.9	4.6%
児童手当	4.8	1.6%	3.6	1.2%	3.5	1.1%	4.1	1.3%	4.1	1.2%	4.6	1.3%	4.8	1.4%
住宅手当	2.6	0.9%	4.2	1.4%	3.5	1.1%	3.5	1.1%	3.5	1.1%	3.3	0.9%	3.2	0.9%
社会扶助	1.3	0.4%	3.0	1.0%	2.8	0.9%	2.3	0.7%	2.3	0.7%	2.1	0.6%	1.8	0.5%
学生給付(学生ローンを含む)	2.8	1.0%	3.4	1.2%	3.9	1.3%	4.1	1.3%	3.9	1.2%	4.1	1.1%	4.4	1.3%
その他	2.7	0.9%	1.9	0.7%	1.9	0.6%	1.5	0.5%	1.7	0.5%	1.8	0.5%	1.7	0.5%
移転(支払) (d)	75.9	100.0%	89.5	100.0%	98.3	100.0%	101.0	100.0%	107.1	100.0%	112.2	100.0%	104.9	100.0%
税金	74.6	98.3%	88.0	98.3%	96.7	98.4%	99.4	98.4%	105.3	98.3%	110.3	98.3%	102.7	97.9%
養育費・学生ローン返済	1.4	1.8%	1.5	1.7%	1.6	1.6%	1.6	1.6%	1.9	1.8%	1.9	1.7%	2.1	2.0%
移転(支払) / 収入計	25.9%		30.9%		31.9%		32.5%		32.5%		31.4%		30.4%	
可処分所得(a+b+c-d)	216.5		200.2		209.5		209.7		222.3		244.9		240.6	

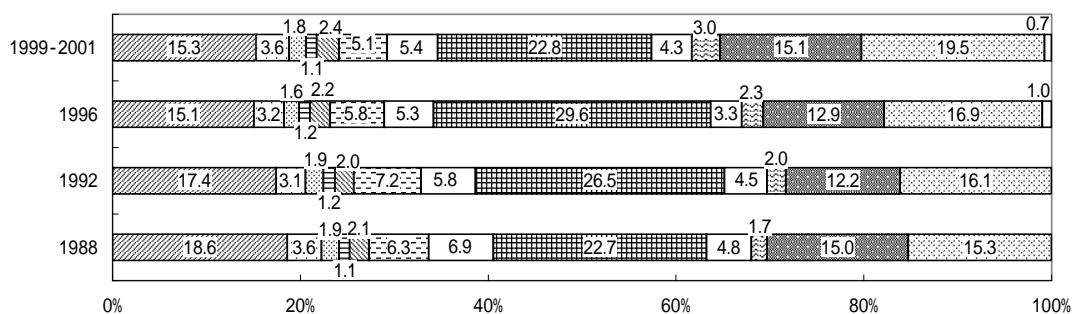
資料: スウェーデン統計局(SCB) "Statistical Yearbook of Sweden 2004" Tab.359より作成

図表 5-3 スウェーデン家計の消費支出計
(2001年CPIによる実質額)



資料: スウェーデン統計局(SCB)“Hushallens utgifter”1988,1992,1996,1999-2001,
および“Consumer Price Index,Fixed Index Numbers(1980=100)”より作成。
http://www.scb.se/templates/tableOrChart__33848.asp

図表 5-4 スウェーデン家計の消費構造

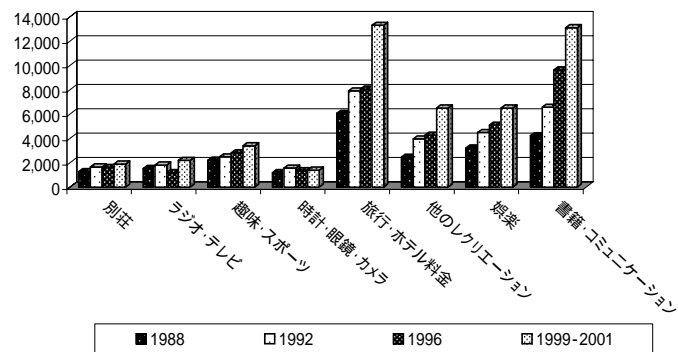


- | | | |
|--------|------|-----------------|
| 食料 | 外食 | 酒類 |
| たばこ | 非耐久財 | 家庭用サービス |
| 被服・履き物 | 住居費 | 家具・家事用品 |
| 保健・医療 | 交通 | レクリエーション・教養サービス |
| 課税対象手当 | | |

資料: スウェーデン統計局(SCB)“Hushallens utgifter”1988,1992,1996,1999-2001”より作成。

図表 5-5 スウェーデン家計の「レクリエーション・教養サービス」消費

クローネ/年



資料:スウェーデン統計局(SCB)“Hushallens utgifter: 1988,1992,1996,1999-2001”より作成。

図表5-6 スウェーデンと日本の各世帯類型

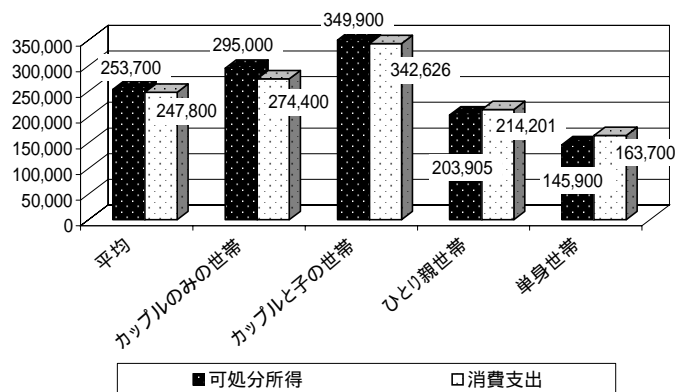
スウェーデン	日本
カップルのみの世帯	夫婦のみの世帯
カップルと子の世帯	夫婦と未婚の子の世帯
ひとり親世帯	母親と20歳未満の子の世帯
単身世帯	単身世帯

備考: スウェーデンの「子」とは、20歳未満の子どもを指す。
 日本の「未婚の子」には年齢の限定はない。
 スウェーデンの「ひとり親」には父親も含まれる。ひとり親世帯に占める父子世帯の比率は、18.0%である[注](2001年)。

[注] SCB“Statistical Yearbook of Sweden 2004”Tab.70より。

図表 5-7 スウェーデン家計の可処分所得と消費支出
(1999-2001年平均)

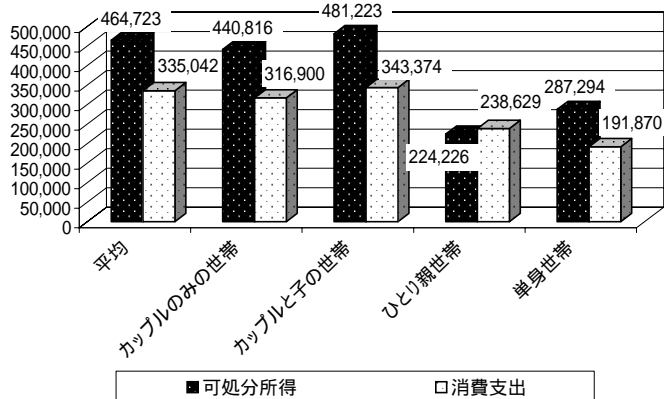
クローネ/年



資料: スウェーデン統計局(SCB)“Hushallens utgifter 1999-2001”より作成

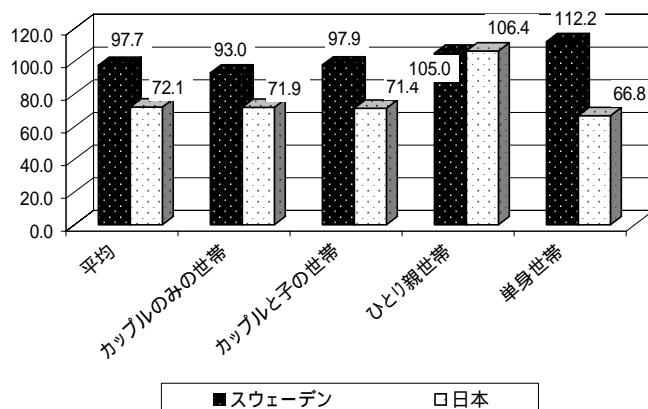
図表 5-8 日本家計の可処分所得と消費支出

円/月



資料: 総務省統計局「家計調査(2001年)」より作成。全国勤労者世帯。

図表 5-9 消費性向



資料: スウェーデン統計局(SCB)“Hushallens utgifter 1999-2001”、
総務省統計局「家計調査(2001年)」より作成。全国勤労者世帯。

図表 5-10 スウェーデン家計と日本家計の消費構造 - 世帯類型別

	平均		カップルのみの世帯		カップルと子の世帯		ひとり親世帯		単身世帯	
	スウェーデン	日本	スウェーデン	日本	スウェーデン	日本	スウェーデン	日本	スウェーデン	日本
世帯人員(人)	2.2	3.2	2.0	2.0	3.7	3.7	2.5	2.6	1.0	1.0
持家率(%) (注)	41.0	76.1	58.9	79.7	70.5	70.0	14.7	27.9	14.2	41.0
消費支出計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
食料	15.3%	20.5%	14.5%	20.7%	16.3%	19.6%	16.6%	18.8%	13.8%	15.6%
外食	3.6%	3.9%	3.4%	3.4%	2.9%	4.2%	3.1%	4.4%	4.9%	9.4%
酒類	1.8%	1.1%	2.2%	1.3%	1.5%	1.1%	1.3%	0.5%	2.1%	1.0%
たばこ	1.1%	0.4%	1.1%	0.5%	0.9%	0.3%	1.3%	0.4%	1.4%	1.0%
非耐久財	2.4%	2.5%	2.2%	2.6%	2.6%	2.5%	2.8%	3.0%	2.2%	2.4%
家庭用サービス	5.1%	4.8%	4.2%	5.5%	6.9%	4.2%	6.0%	3.3%	4.0%	4.8%
被服・履き物	5.4%	4.9%	5.2%	4.8%	5.4%	5.0%	5.9%	6.0%	5.4%	4.6%
住居費	22.8%	11.8%	20.7%	12.5%	21.2%	11.5%	29.8%	17.0%	26.6%	19.1%
家賃・保険	13.2%	3.7%	11.1%	3.5%	8.6%	4.4%	23.1%	11.0%	20.9%	11.9%
修繕	1.4%	2.8%	1.5%	3.8%	1.8%	2.0%	0.3%	0.7%	0.9%	2.8%
エネルギー	3.8%	5.4%	4.2%	5.1%	4.1%	5.2%	3.3%	5.2%	2.9%	4.4%
ローン利息	4.4%	--	3.9%	--	6.8%	--	2.9%	--	2.0%	--
家具・家事用品	4.3%	3.5%	5.0%	3.9%	4.8%	3.3%	3.2%	2.5%	3.4%	2.5%
保健・医療	3.0%	3.0%	4.3%	3.8%	2.0%	2.6%	1.8%	2.1%	3.1%	2.4%
交通	15.1%	8.6%	16.0%	8.5%	16.6%	8.8%	9.5%	6.4%	12.8%	7.6%
レクリエーション・教育サービス	19.5%	13.9%	20.8%	14.4%	18.1%	14.0%	18.2%	14.7%	20.0%	17.6%
課税対象手当	0.6%	--	0.5%	--	0.8%	--	0.2%	--	0.3%	--
教育		4.1%		0.0%		6.2%		10.1%		0.1%
仕送り金		2.7%		3.0%		2.2%		4.2%		3.4%
こづかい(使途不明)		6.5%		4.9%		7.8%		2.0%		0.0%
その他		7.8%		10.2%		6.6%		4.7%		8.3%

資料：スウェーデン統計局(SCB)“Hushallens utgifter 1999-2001”、総務省統計局「家計調査(2001年)」(全国・全世帯)より作成。

(注)スウェーデンの持家率は、「家計支出調査」には報告されていない。表のデータは、スウェーデン統計局(SCB)“Statistical Yearbook of Sweden 2004”Tab.200より作成したものである。なお、「持家」には「協同組合住宅」(図表5-11参照)を含めている。

図表5-11 住居の所有形態別にみた住居費 - スウェーデン家計(1999-2001平均)
単位:クローネ/年

	カップル世帯			カップルと子の世帯		
	持家	借家	協同組合住宅	持家	借家	協同組合住宅
住居費計	53,500	60,700	60,300	74,500	69,900	71,600
家賃・保険	13,400	57,400	46,600	14,600	65,700	52,700
修繕	6,300	0	3,100	8,200	200	3,800
エネルギー	17,800	2,700	3,100	18,500	3,600	4,000
ローン利息	16,100	0	7,500	33,200	0	11,100

資料：スウェーデン統計局(SCB)“Hushallens utgifter 1999-2001”より作成。

備考：「協同組合住宅」とは住宅協同組合が供給する集合住宅で、居住権を購入して入居する。入居後は協同組合が支払う固定資産税や利子分に相当する費用と、さらに共有部分の掃除、ゴミ処理、メンテナンス等の維持管理費を毎月負担する。表中の「家賃」とは、これらの費用を指す。また、「ローン利息」とは居住権購入時の借入金によるもの。(主な参考文献は、外山義「住宅政策と都市計画」丸尾・塩野谷「先進諸国の社会保障5 スウェーデン」東京大学出版会、1999年、pp.313-330.)